

第105回（2026年）

定例総代会議案書

■期日 2026年5月23日（土）

■時間 10:30～15:30（予定）

※開会は11:00を予定しています。

■場所 伊都キャンパスセンターゾーン

生活支援施設（ビッグさんど）地下食堂

九州大学生生活協同組合

<http://www.coop.kyushu-u.ac.jp/>

第105回総代会議案

<議事次第>

開会の辞

1. 理事長あいさつ

2. 議長・議事運営委員選出

3. 書記・議事録署名人任命

4. 議案提案

第1号議案 2025年度事業報告・決算関係書類等承認の件

(監査報告を含む)

第2号議案 2026年度事業計画及び予算決定の件

第4号議案 役員報酬決定の件

5. 討論

6. 採決

第3号議案 役員選挙の件

閉会の辞

<目次>

第1号議案	2025年度事業報告・決算関係書類等承認の件	P1～
	2025年度事業報告書	P13～
	貸借対照表	P39
	損益計算書	P40
第2号議案	2026年度事業計画及び予算決定の件	P43～
第3号議案	役員選挙の件	P49
第4号議案	役員報酬決定の件	P51
	そしき部活動報告	P53～
	経営再建プラン	P57～
	資料集	P61～

第1号議案

2025年度事業報告・決算関係書類等 承認の件(監査報告を含む)

活動報告は巻末(P57～)をご覧ください。

そしき部活動報告

第1号議案 2024年度事業報告書・決算関係書類等

承認の件

1. 2025年度決算報告

(1) 2025年度は、「減収・増益」の赤字決算となりました。

～年間利用客数は257万6,909人（前年比▲15万9,509人）となりました～

総供給高（売上高）は25億3,191万円となり、予算差▲1億8,484万円（前年差▲8,974万円）、供給剰余（粗利益）は同じく▲8,701万円（同▲846万円）、手数料収入は同+1,335万円（同+1,928万円）、事業総剰余（事業収入）は同▲7,366万円（同+1,082万円）でした。事業経費は、人件費（職員給与など）は予算差▲3,644万円（前年差▲2,556万円）、物件費（消耗品費など）は同▲1,267万円（同▲501万円）となりました。事業経費合計では予算差▲4,912万円となりました。

その結果、事業剰余金（事業収入から事業経費を差し引いた営業利益）は実績▲1億1,675万円ですが、事業外損益を含めた経常剰余金は実績▲5,124万円で、予算差▲3,324万円（前年差+3,528万円）となりました。

【1】2025年度1年間の経営状況

九州大学生生活協同組合

自2025年3月1日 至2026年2月28日

科 目	2024年度実績	2025年度予算	2025年度実績	前年差	予算差	
総供給高	購買/書籍系店舗	18億5530万円	20億3983万円	17億4993万円	▲1億0537万円	▲2億8990万円
	食堂店舗	6億3453万円	6億9892万円	6億5232万円	1779万円	▲4660万円
	本部	▲3647万円	▲2200万円	▲3784万円	▲137万円	▲1584万円
	セブンイレブン店	1億6829万円	0万円	1億6750万円	▲79万円	1億6750万円
	合計	26億2165万円	27億1675万円	25億3191万円	▲8974万円	▲1億8484万円
供給剰余	購買/書籍系店舗	2億5023万円	2億7716万円	2億2885万円	▲2138万円	▲4832万円
	食堂店舗	3億6231万円	4億0592万円	3億7572万円	1340万円	▲3020万円
	本部	▲3001万円	▲2200万円	▲3049万円	▲48万円	▲849万円
	セブンイレブン店	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
	合計	5億8253万円	6億6108万円	5億7407万円	▲846万円	▲8701万円
手数料収入	6696万円	7289万円	8623万円	1928万円	1335万円	
事業総剰余金（事業収入合計=2+3）	6億4949万円	7億3397万円	6億6030万円	1082万円	▲7366万円	
人件費	5億5002万円	5億6090万円	5億2446万円	▲2556万円	▲3644万円	
物件費	2億5760万円	2億6527万円	2億5259万円	▲501万円	▲1267万円	
事業経費合計（=5+6）	8億0762万円	8億2617万円	7億7705万円	▲3057万円	▲4912万円	
事業剰余金（=4-7）	▲1億5813万円	▲9220万円	▲1億1675万円	4138万円	▲2455万円	
事業外収益	7695万円	7521万円	7026万円	▲669万円	▲495万円	
事業外費用	534万円	101万円	475万円	▲58万円	374万円	
経常剰余金（=8+9-10）	▲8652万円	▲1800万円	▲5124万円	3528万円	▲3324万円	
特別利益	1億3969万円	600万円	735万円	▲1億3234万円	135万円	
特別損失	1271万円	1900万円	516万円	▲755万円	▲1384万円	
税引前当期剰余金（=14+12-13）	4046万円	▲3100万円	▲4905万円	▲8951万円	▲1805万円	

特別利益として出資金の整理益を計上し、特別損失として20年の退職給付会計取崩しの補てんと固定資産除却損を計上しました。昨年度に引き続き、建物寄附分(皎皎舎店、亭々舎)の償却は見合わせました。税引前当期剰余金では▲4,905万円の赤字でした。

本年度は単年度黒字経営を目指し、営業時間等見直しや業務効率化によるコストコントロールに努め、経常剰余金は前年より3,528万円改善されましたが、収入増加が果たせず黒字経営は実現できませんでした。

税引後当期剰余金に当期首繰越損失金を加え、累積欠損金は5億1,781万円となり、債務超過(累積欠損金額が出資金総額を上回る)まで2,676万円となりました。

- (2) 商品分類別では、情報機器が前年比▲3,828万円、書籍は同▲2,126万円、自動車学校は同▲1,597万円でした。供給剰余率の高い食品分類(テイクアウト弁当含む)は同▲808万円、メニュー分類は同▲508万円、学内講座は同▲380万円となり、供給剰余金は前年比▲846万円でした。前年比では、パソコンソフト、電子書籍が伸長しましたが、多くの商品分類で前年実績を下回りました。

【2】2025年度 主な分類別の供給状況

商品分類	2019年度実績	2024年度実績	2025年度予算	2025年度実績	前年差	予算差
文具	1億1640万円	7368万円	7311万円	6839万円	▲529万円	▲472万円
情報機器	7億1397万円	6億8265万円	8億0238万円	6億4437万円	▲3828万円	▲1億5802万円
パソコンソフト	1億1461万円	7921万円	8702万円	8711万円	790万円	9万円
衣料・スポーツ	2178万円	1852万円	1851万円	1900万円	48万円	49万円
家具・家電	1979万円	666万円	830万円	608万円	▲58万円	▲222万円
食品・菓子	9104万円	8072万円	8193万円	7840万円	▲231万円	▲353万円
パン・米飯	1億9277万円	9855万円	1億0108万円	1億0848万円	993万円	740万円
飲料・デザート	1億6641万円	1億2214万円	1億2683万円	1億1698万円	▲516万円	▲985万円
官製品	1474万円	1380万円	1354万円	1169万円	▲211万円	▲185万円
物販その他	1億3291万円	4359万円	4226万円	3914万円	▲445万円	▲312万円
その他購買諸品	4506万円	2619万円	3805万円	2638万円	20万円	▲1167万円
購買部門	16億2948万円	12億4571万円	13億9302万円	12億0603万円	▲3968万円	▲1億8699万円
自動車学校	1億5811万円	1億0552万円	1億4900万円	8955万円	▲1597万円	▲5945万円
海外旅行	4816万円	3166万円	2861万円	2691万円	▲475万円	▲170万円
国内旅行	7619万円	5999万円	6082万円	4998万円	▲1000万円	▲1083万円
その他旅行サービス	5457万円	3315万円	3508万円	3520万円	205万円	12万円
サービス部門	3億3702万円	2億3032万円	2億7351万円	2億0165万円	▲2867万円	▲7186万円
書籍	3億1466万円	2億5593万円	2億5541万円	2億3467万円	▲2126万円	▲2075万円
電子書籍	0万円	42万円	578万円	629万円	588万円	51万円
スタディガイド	2791万円	2116万円	1287万円	972万円	▲1144万円	▲315万円
学内講座	4795万円	4143万円	4732万円	3763万円	▲380万円	▲969万円
その他	171万円	1308万円	1356万円	1023万円	▲285万円	▲333万円
書籍部門	3億9223万円	3億3202万円	3億3495万円	2億9854万円	▲3348万円	▲3641万円
メニュー		5億9839万円	6億4141万円	5億9331万円	▲507万円	▲4810万円
テイクアウト弁当		6604万円	6604万円	5549万円	▲1054万円	▲1055万円
その他		797万円	782万円	878万円	81万円	96万円
食堂部門	6億2017万円	6億7240万円	7億1527万円	6億5759万円	▲1480万円	▲5768万円
セブンイレブン店	0万円	1億6829万円	0万円	1億6750万円	▲79万円	1億6750万円
全体合計	29億7889万円	26億4873万円	27億1675万円	25億3131万円	▲1億1742万円	▲1億8544万円

(3) 事業経費は、人件費の削減が進み、職員給与(正規職員)は「正規職員数の適正化(24名→15名)」「正規職員給与の削減(年間2ヵ月)」により前年差▲2,626万円です。定時職員給与は、最低賃金上昇の中、投下労働時間のコントロール(30万1,218時間→28万7,846時間)が進み、同+129万円です。24年10月に社会保険対象者が拡大され、新たに83名の定時職員が社会保険に加入し通年の影響が生じ法定福利費は同+364万円となっています。

物件費については、委託料前年比+736万円、賃借料同+152万円、事業連合委託費同▲518万円、減価償却費同▲278万円、水光熱費同▲246万円です。コロナ禍における設備等の稼働低下状況を踏まえ、前年度と同様に減価償却費の一部計上を見合わせています。

(4) 不採算店の経常剰余金の改善状況は、購買書籍店で4店舗(2店舗増加、1店舗減少)、食堂で1店舗(2店舗減少)が赤字実績でした。購買書籍店はビッグドラ店が黒字経営になりましたが、中央図書館店は公務員講座受講生数の減少により赤字になりました。食堂は不採算店の閉店や業態変更と営業時間等の見直しにより経営改善が進んでいます。

本部費を一定基準により配賦した各店損益状況は、皎皎舎店、協奏館店、セブンイレブン店、学研都市駅店、ビッグさんど、E-Café、ビッグドラ食堂以外は赤字の損益です。

26年2月累計経常剰余金						
店舗名	23実績	24実績	25予算	25実績	前年増減	25備考
W5店	▲ 6,033	▲ 230	559	▲ 1,278	▲ 1,048	正0名体制/定2名減
E1店	2,608	3,322	2,293	1,343	▲ 1,979	正1名体制
筑紫店	▲ 166	959	476	▲ 426	▲ 1,385	
大橋店	▲ 4,148	▲ 1,991	▲ 3,212	▲ 3,218	▲ 1,227	利用増
ドラ店	▲ 3,980	▲ 2,756	433	1,805	4,561	校費センター/正1名減
中央図書館店	8,432	7,689	12,534	▲ 4,170	▲ 11,859	公務員講座減少/正規1名減
ビッグスカイ	▲ 6,924	1,988	154	4,853	2,865	労働時間コントロール
あかでみっくらんたん	▲ 535	▲ 1,301	0	0	1,301	通年閉店
アグリタイング	▲ 2,738	4,660	4,745	6,210	1,550	通年昼のみ/正0名
L-Café	▲ 2,741	▲ 1,598	0	0	1,598	通年業態変更
クアシス	▲ 3,386	▲ 1,067	▲ 61	▲ 1,763	▲ 696	ホール開放時間変更
オレンジレストラン	▲ 1,187	2,051	2,672	978	▲ 1,073	留学生コラボメニュー
会員合計	▲ 20,798	11,726	20,593	4,334	▲ 7,392	

※23 実績、24 実績は法定福利費が本部計上になっています。25 実績は各店計上としています。

2. 2025 年度の活動のまとめ

ここからは、2025 年度通常総代会で確認された「2025 年度事業計画」にそって、事業活動・組織活動上の主な成果等を取り上げて報告します。

事業活動の部

コストコントロールに努めながら、学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め組合員の利用を広げることを目指しました。

【1】学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め、組合員利用を進めました。

- ① 25 年 6 月に 1 年生総代を対象に利用者懇談会を行い、10 名の参加がありました。生協から COOP 商品や教習所の情報提供を行いました。25 年 12 月の利用者懇談会では、食堂についても意見を伺うようにし、生協店舗の身近さや運営参加意識の向上を進めました。
また、そしき部や生協の活動について深く知ってもらい、身近に感じてもらうことを目的に、「そしき部新聞」を発行し、生協店舗や生協食堂での掲示、九大生協公式 LINE での配信を毎月行いました。九大生協公式 LINE の登録者数は 3,591 名(26 年 2 月末)で、生協のおすすめ商品や企画情報を定期的に配信しました。
- ② そしき部の運営により読書推進企画「本のお薬屋さん」「漫画のコマドッ！」を皎皎舎店と中央図書館店で行いました。「本のお薬屋さん」は薬の処方箋を模した袋に、選んだ本がどのような人にオススメかを書き、袋に入れ表紙が見えない状態で提供する企画です。両店で 25 冊の利用がありました。「漫画のコマドッ！」は、漫画のコマ割りのようなデザインポップに、おススメするコメントを掲載し、その漫画の 1 巻を販売する企画です。両店で 2 冊の利用がありました。
- ③ 教習所は、新入生へ早期申込キャンペーンを実施し 25 年 5 月までの教習所申込 132 件(前年 106 件)と増加しましたが、教習所の教員不足による教習生受入制限が生じ、最終的には 314 件(前年 397 件)と減少しました。
生協の公務員講座は、募集ガイダンスの回数を増やし受講生数増加を目指しましたが、受講生数 110 名(前年 164 名)と大きく減少しました。公務員を目指す学生の減少も考えられますが、26 年度に向けては募集ガイダンスの早期化や 2・3 年生向けに公務員内定者による座談会を実施し、企画参加者数は増加しています。
- ④ 学生生活支援の一環として、組合員対象割引企画は「金曜日は COOP の日」として通常毎金曜日 16:00～食品 10%割引を行いました。また、書籍の特別割引企画としては、夏の文庫新書 3 冊バンドル 15%OFF フェアを行いました。
- ⑤ 25 年度新入生に対し、生協加入 2,321 名(前年 2,230 名)、共済加入 1,470 名(前年 1,577 名)と生協加入は増加しましたが、共済加入は減少しました。ミールプリペイド 1,551 件(前年 1,591 件)、新学期 PC705 件(前年 736 件)、パソコン講座 236 件(前年 287 件)、iPad112 件(前年 358 件)も減少しました。パソコンと iPad の併用による学びの提案を強め、新たに辞書コンテンツ(DICTOOL)の提案を行い、132 件の申し込みがありました。
「LINE 広報」「受験生保護者説明会」「合格前動画配信」「入学前説明会参加者増」を進めましたが、入学前説明会参加組数は 680 組(前年 645 組)と微増に留まりました。説明会参加者

の共済加入率やPC購入率は、不参加者よりも高く、安心感が利用につながっていると考えられます。

26年度新入生対応に向けて、「オープンキャンパスからLINE登録推進」「受験準備説明会(オンライン)」「受験時広報の強化」を行い、26年2月末時点の合格前の「入学準備応援パック」の提供は6,000部超(前年推定部数約3,000部)となり広報の早期化が進みました。

- ⑥ 2025年は食材の値上がりが続き、令和6年産米及び令和7年産米も価格高騰が続きました。学生生活支援の点から、2025年1月に約15%増の価格改定後、1年間メニュー編成や投下労働時間のコントロール等の内部努力により食事価格の改定は行いませんでした。

「令和7年産米の価格高騰」により26年1月に食堂メニュー価格の全面改定を行いました。

- ⑦ 九大生への食の経済的支援の一環として、九大生応援市と100円夕食を実施しました。100円夕食は学生組合員を対象に、企業から協賛をいただき、25年5月、7月、11月、26年1月の年4回実施し、計3,600食以上提供しました。九大生応援市は、JA糸島とフードバンクの協力のもと、25年12月に実施し、約800名の学生にお米や野菜等の配布が出来ました。

【2】通常期と閑散期の営業計画の見直しや生活支援施設の運営事業者公募への対応について、大学の理解を得ながら持続可能性を考慮した対応を進めました。

- ① キャンパス滞校率が回復しないことも想定し、24年度後期の営業時間を踏襲した運営(24年度同時期と比較すると実質営業短縮)を行いました。利用客数は減少しましたが、投下労働時間も減少し、経常剰余金の改善につながりました。

- ② 工学系生活支援施設(ビッグどら食堂、ビッグどら店)と病院キャンパス生活支援施設(医系食堂、医購書店)で運営事業者の公募があり、いずれも公募条件を満たさない営業計画での提案を行い、大学関係者のご理解のもと運営事業者として選定されました。

上記により、「医系食堂の閑散期の夜営業停止」「ビッグどら店の営業時間縮小」等を実施しました。

- ③ 通常期及び閑散期の営業計画の見直しを進め、食堂ではクアシスを除き全店黒字経営になりました。購買店は、ビッグどら店が黒字になりましたが、中央図書館店、筑紫店が赤字経営になりました。W5店、大橋店は赤字経営から脱却できず、購買店事業の見直しが課題となりました。

【3】経営再建プランを策定し、収入に応じた適切な労働分配率を目指しました。

- ① 25年5月に経営再建プランを策定し、適切な労働分配率(人件費を事業総剰余金で除した比率)を段階的に実現し、持続可能な事業構造構築を目指すこととしました。再建プランによる経営再建期間は3年間(25~27年)とし、27年度に労働分配率65%を実現し経常剰余金2,223万円/税引前剰余金923万円の黒字を目指します。コロナ禍後のキャンパス状況に適した事業構造を構築し、組合員と大学、生協職員に信頼される組織を実現することを掲げています。

- ② 再建プランでは、2025事業総剰余金予算よりも収入増加は困難であることを前提に、労働分配率を適正にすることを基調としました。そのため、25年度は「正規職員数の適正化」「正規職員賞与削減」「投下労働時間のコントロール」を行い、「最低賃金の上昇」「社会保

燃料対象者増加」の中、人件費を前年比 2,556 万円削減しました。

- ③ 25 年度は全体の労働分配率 69.1% (事業外収入含む)を計画しましたが、71.8%と実現できませんでした。供給高減少による供給剰余金減少を、人件費の削減分で補えませんでした。再建プランでは、下記を施策課題として掲げております。25 年度は経費削減が進み、26 新学期事業における早期広報の強化等に取り組みました。
- ・正規職員の残業削減と定時職員の労働時間をコントロールします。
 - ・正規職員業務のマルチタスク化とパート化を進めます。
 - ・段階的に正規職員数の適正化と適正な配置を行います。
 - ・経営再建期間中は、累積赤字の拡大を防ぐため、あらゆる方法をとります。
 - ・新学期事業において早期広報や提案を強化し、収入増加を図ります。

【4】25 年 9 月に事業連合レジシステムに移行し、大学生協アプリによるバーコード決済を始めました。

- ① 大学より九大電子マネーの計画的な終息を求められたことから、レジシステムの変更にあわせて九大電子マネーを終息し、大学生協アプリによるバーコード決済を始めました。事業連合九州地区及び九州地区の他会員生協の支援を仰ぎながら、アプリ登録を推進し、26 年 3 月末のアプリ登録者数は約 12,800 名(26 新入生除く)となりました。電子マネー残高表示や銀行口座からチャージ(大学生協電子マネーのみ)が出来る等、利便性が向上しました。
- ② 第 104 回総代会での意見を踏まえ、ミールプリペは大学生協アプリに移行し継続しました。
- ③ 26 年 1 月末まで「早期アプリ登録キャンペーン」として、全商品を対象に電子マネー決済時のポイント付与を行いました。また、事業連合企画のポイント還元商品の提供を行いました。
- ④ レジシステムの仕様と経営改善の観点から、26 年 2 月から「大学生協電子マネー(プリペイド)の利用対象商品」「ミールプリペコースとプレミアム発生条件」「ポイント付与率」の見直しを行いました。
- ⑤ 12 月利用者懇談会でのセブンイレブン店での大学生協電子マネー使用を求める意見を踏まえ、次年度からの導入検討を行いました。

【5】全国大学生協連の支援を受け入れながら、不測の事態にも対応可能な財務状況の実現を目指しました。

- ① コロナ禍時に日本政策金融公庫から 1 億 3,000 万円の融資(10 年契約)を受けています。資本性を有することから 25 年度も借入を継続しました。
- ② 上記、融資の契約期間は 2031 年 1 月末日であり、期間満了時に返却後の財務状況の安定化を図るために、25 年 7 月から組合員出資金要請額の引き上げ(一律+5,000 円増加)を実施しました。2031 年度末には 24 年度比で約 1 億円の出資金増加を見込んでいます。
- ③ 25 年 7 月に全国大学生協連の経営支援制度による支援を受け入れ、再建プランの執行を強めました。再建プランの執行課題のひとつである「新学期事業構造を抜本的に強化する」点において、当生協に新学期事業専任者を配置する経営的な支援と人的支援をいただきました。

組織活動の部

そしき部内外との交流を活発にし、組合員の生活をより良くするための活動を広げました。

【1】従来の企画を充実させ、組合員にとって価値ある企画を届けることを目指しました。

① 入学前説明会(25年2~3月/2025年度入学者)

2月から3月に開催される入学前に行われる説明会のことです。生協が提供する新入生向けのサービスの紹介や共済に関する説明を行い、生協共済加入の促進を行っています。全体での説明が終了した後は部員が新入生やその保護者の方と個別に相談に乗り、入学前の不安や疑問を解消しました。25年新入生向けには、説明会用スライドを一新し、キャンパスツアーを用意しました。参加者の満足度は向上しましたが、参加組数は680組(前年645組)と微増に留まり、課題となりました。

② 春の教科書グループ購入・秋の教科書共同購入(25年4月、9月/2025年度入学者)

入学したばかりの一年生を対象に教科書購入を行いました。教科書購入では新入生に割引率の高い状態で教科書を購入していただきました。多くの新入生が参加し、同じクラスの学生と初めて会う場でもあるので、組合員同士の交流の第一歩としても機能しています。

③ おいでよ総代の森(25年5月/2025年度入学者)

1~3年生の総代を対象に、生協や総代の役割、総代会の内容を学び、総代同士での交流をしてもらうプログラムを5月に実施しました。25年度から3年生も参加対象に加えしました。参加者数は73名(前年60名)と増加しました。1年生総代参加率90%以上を目指しましたが、86.7%の参加率でした。

④ 健康フェスタ(25年9月、12月)

組合員の健康意識向上のため、秋の教科書共同購入時に健康フェスタを開催し、前年同様の約300人の学生が参加しました。テラスでは、共済のマスコットキャラクターである「タヌロー」の着ぐるみと笑顔で写真を撮ったり、ベジチェックや飲酒体験ゴーグルを友人と楽しむ学生の姿が見受けられ、参加者は楽しみながらも飲酒状態や自身の健康状態を把握したり、共済についての理解を深めてくれていたようです。毎年10~11月に実施している学生実態調査の1年生共済認知度は81.3%(前年81.7%)と80%を超えています。

新たに健康フェスタ 冬の陣を12月に実施し、甘酒、のど飴、使い捨てカイロ、アルコールパッチテスト、共済のチラシを約800人配布しました。また、九大生の安全を守ることを目的に自転車点検を初めて実施しました。

⑤ 利用者懇談会(25年6月、12月)

6月と12月に、主に総代を対象に利用者懇談会を実施しました。12月の利用者懇談会では、食堂店長も参加し、メニューや店舗の品揃え等について意見交換を行いました。また、大学生協アプリのセブンイレブン店での使用について要望いただきました。

【2】そしき部外の組織と協力し、あらゆる層に生協ファンを作る取り組みを進めました。

① 下見企画(25年2月/2025年度入学者)

前期試験前日に、九大生が受験会場までの行き方や会場内の施設を案内し、受験生の不安を解消する取り組みです。コロナ禍後再開2年目となりましたが、下見ツアー参加者242名(153組)(前年207名(118組))と増加しました。また提携教習所に協力いただき、学研都市駅から教習所バスの運行を行いました。学内テント企画は病院キャンパス内も実施し、参加者数1,922名(前年1,099名)と大きく増加しました。部活・サークルに広報し、下見ツアーヘルパー49名(前年37名)で取り組みました。

② 早期合格者向け交流会さきどり、新入生交流会たまひよ(25年2~4月/2025年度入学者)

さきどりとたまひよは、入学前の新入生に、同じ新入生や先輩との交流の場を提供する企画です。さきどりは、2回開催で参加者数42名(前年35名)でした。食堂体験やオンラインコミュニティの設立を行い、オンラインコミュニティには60名の新入生が参加し、大学生活に関する交流が進みました。

たまひよは、1日2回開催で3日間計6回開催し、参加者数805名(前年517名)と増加し、コロナ禍前の最高参加者数に迫りました。いずれの回もほぼ定員の参加をいただきました。両企画は、外部サークルからヘルパーをお願いしております。さきどりのヘルパーはのべ13名、たまひよのヘルパーはのべ156名の協力をいただきました。たまひよの参加者の増加に伴い、少しヘルパーの人数は不足しました。

③ 九大生応援市(25年12月)

22年度まで「フードパントリー」と呼ばれていた企画になります。食べるものや生活に困っている九大生のためにJA糸島さんと協力して食品や物品を提供します。昨年に続きフードバンクにもご協力いただき、配布食料が充実しました。約800名の方に食料を配布しました。

④ オープンキャンパス企画(25年8月)

今年度は8/2・8/3に、「高校生向け説明会」「保護者向け説明会」「個別相談会」の開催及び大学生活を紹介した作成物の展示、絵馬の作成やリーフレットの配布を行いました。新たに九大の赤本や参考書一冊一冊にそしき部員のメッセージを添えて皎皎舎店で提案し、赤本40冊、参考書50冊の供給がありました。また、引き続き大学学務部のパンフレット配布にも協力し、学務部とのつながりが深まりました。

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

2025年度事業報告書

I. 事業報告書

1. 組合の事業活動の概況に関する事項
2. 組合の運営組織の状況に関する事項
3. その他組合の状況に関する事項

II. 事業報告書の附属明細書

1. 役員報酬の状況
2. 役員その他の法人等における兼職の状況
3. 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細
4. 事業連合に関する事項
5. その他事業報告書の内容を補足する重要な事項

III. 決算関係書類

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 損失処理案
4. 注記事項

IV. 決算関係書類の附属明細書

1. 資本及び借入金の状況
2. 固定資産の明細
3. 関係団体出資金の明細
4. 引当金の明細
5. 事業経費の明細
6. キャッシュ・フロー計算書
7. 主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

V. (監事)監査報告書

I 事業報告書

2025年3月1日 から 2026年2月28日 まで

作成 2026年4月1日
備付 2026年4月1日

福岡県福岡市元岡744
九州大学生協同組合
理事長 矢原徹一

1 組合の事業活動の概況に関する事項

事業種目	主な事業品目等
物品供給	書籍、文具、教育機器、衣料品、電気製品、家具、その他組合員の日常生活に必要な物資を供給する事業。
サービス提供	国内・海外旅行等の旅行業務を取り扱う事業。アパート・下宿の斡旋および管理する事業。保険を斡旋する事業。その他日常生活に必要なサービスを提供する事業。
	組合員に食事を提供する事業。
その他	組合員のための学生総合共済(生命共済)の業務受託事業。

(2) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき重要な課題

1. 事業の経過及びその成果

(1) 事業方針

- コロナ禍を経て、変化(減少)したキャンパス滞校率が戻らないまま、「食材費値上げ」「人件費高騰」「水光熱費高止まり」等に加え「令和6年度産米の価格高騰」「物価高」等により、より一層の経営環境の悪化が見込まれる中、早急に単年度黒字経営を実現することを大きな事業課題としていました。2025年度は営業時間等見直しや業務効率化によるコストコントロールに努めながら、学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め組合員の利用を広げることが事業方針としていました。また、大学生協アプリの円滑な導入を計画していました。
- 学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め、組合員の利用を広げていきます。
 - 利用者懇談会等による組合員の声に基づく品揃えと情報提供、②早期情報提供による円滑な大学生協アプリ導入、③SNSやDM等による情報提供の強化
 - ④学生生活支援の一環として新規の組合員対象企画の検討、⑤LINE 広報等による新入生対応強化、⑥食事価格の維持努力
- 通常期と閑散期の営業計画を不断に見直し、大学と組合員の理解を得ながら、持続可能かつ適切な営業時間を模索します。
- 安定経営のため収入に対応した投下労働の指標として適切な労働分配率(人件費を事業総剰余金で除した比率)の早期実現を目指します。
- レジシステムは老朽化に伴い、円滑なシステム更新を行います。大学生協アプリ導入によるバーコード決済になります。

(2) 経済および事業環境

コロナ禍前のキャンパス滞校率には戻らず、「食材費値上げ」「人件費高騰」「水光熱費高止まり」「令和6年度産米の価格高騰」「物価高」等により、経営環境はより一層厳しさが増しました。25年度の企業倒産件数は4年連続増加で2年続けて1万件を超えています。生協事業も利用人数は前年から約16万人(回)減少し、2019年対比では約30%減。また「令和7年度産米の価格高騰」の影響を受け、26年1月に食堂メニュー価格の改定を行っています。

(3) 事業の状況

- 年間の利用人数は、257万人(回)で前年を約16万人(回)下回った。2019年比では約111万人(回)の減少。※セブンイレブン店を除く2021年10月公募選定され開業したセブンイレブン店は、45万4,357人から44万2,622人と初めて減少しました。公費は24年度から約3,800万円減少。新学学期事業、教習所、公務員講座等の減少により、セブンイレブン店を除くと供給高は8,895万円の前年減少。全般的に供給高が減少し、供給剰余金も前年より846万円減少しています。
- 2025年5月末時点での新入生の生協加入は増加し、全体でも加入者数は増加しています。25年7月から出資金要請額を引き上げています。新入生のミールプリペイド申込数は増加し、25年9月大学生協アプリ導入により利用対象店舗は減少しましたが、ミール利用額は維持しました。
- 経営環境の厳しさが増す中、再建プランを策定し「正規職員数の適正化」「正規職員賞与の削減」「投下労働時間のコントロール」を行い、経費を削減することで、全体の経常剰余金は3,529万円改善しました。購買書籍店の供給高減少に伴う経常剰余金の減少が課題になりました。25年7月に全国大学生協連の経営支援制度による支援を受け入れ、再建プランの執行を強めました。再建プランの執行課題のひとつである「新学学期事業構造を抜本的に強化する」点において、当生協に新学学期事業専任者を配置する経営的な支援と人的支援をいただいています。

(4) 業績

- 組合員数および出資金
2026年2月末日の組合員数は2万5,802人で、前年比では298人増加。
同日の出資金総額は、5億4,457万円で、前年比では1,116万円の増加。
- 供給事業
総供給高は、25億3,191万円で、前年比で8,974万円減少、うちセブンイレブン店減少79万円。
供給高は、全般的に低調で、ソフトが前年比790万円増加、電子書籍前年比588万円増加でした。
情報機器は前年比3,828万円減、書籍前年比2,126万円減、自動車学校前年比1,597万円減、食品等4分類(テイクアウト弁当含む)は前年比808万円減、メニュー前年比508万円減でした。
- その他の事業
不動産仲介件数の増加に伴い、受取手数料は増加しています。
- 事業経費
事業経費は、7億7,705万円。人件費は5億2,446万円。前年より2,556万円減、予算を3,644万円下回った。
物件費は2億5,259万円で前年比で▲501万円、予算比▲1,267万円。賃借料、委託料が増加しています。
前年比で事業連合委託費▲518万円、減価償却費▲278万円、水光熱費▲246万円、委託料+736万円、賃借料+152万円です。
- 事業外損益
事業外収入は7,026万円、事業外支出は475万円。24年度より大学業務受託手数料とセブンイレブン店収入を事業外収入で計上しています。
2024年まで出資金の整理益にしたうち、返還請求があった19万円を返還し、雑損失として計上。
- 特別損益
出資金の整理益を特別利益で計上し、20年の退職給付会計取崩しの補てんを特別損失計上。本年度は、建物寄付分の償却は見合わせました。
特別利益は735万円、特別損失は516万円。
- 当期剰余金
税引き後の当期剰余金は5,024万円の赤字となりました。

2. 対処すべき重要な課題 事業の展望と課題

「燃料費上昇」「物価高」「令和7年度産米の価格高騰」「食材費値上げ」「人件費高騰」等により、経営環境の厳しさは緩むことはありません。債務超過(累積欠損額が組合員出資金額を超える)まで2,676万円であり、26年度は単年度黒字経営の実現が求められます。引き続き、営業時間等見直しや業務効率化によるコストコントロールに努めながら、利用収入を増加させることが必要です。再建プランでは収入増加課題として「新学学期事業強化」を挙げており、全国大学生協連の支援を受け26新入生対応の準備を進めてきました。26年度は新学学期事業強化を軸とした組合員活動の広がりや組合員利用の促進を行います。

①直前3事業年度の財産及び損益の状況

単位：(千)円

項目	2022年度	2023年度	2024年度	本年度
組合員数	24,791	25,168	25,504	25,802
出資金額	517,625	526,041	533,406	544,567
供給高	2,631,674	2,663,720	2,621,650	2,531,909
供給剰余金	510,679	563,031	582,530	574,071
その他事業収入	118,232	123,688	66,955	86,231
経常剰余金	△ 60,425	△ 101,325	△ 86,520	△ 51,237
総資産	1,100,674	893,443	898,141	899,491
純資産	126,308	19,205	65,840	26,762

※ 2024年度より大学業務受託手数料等を事業外収入で計上しています。

②供給事業の状況表

i) 部門別・業態別供給高の状況

単位：(千)円

項目	2022年度	2023年度	2024年度	本年度
物販部門	1,449,348	1,340,497	1,245,707	1,206,030
書籍部門	367,776	340,402	332,016	298,538
食堂部門	453,044	564,392	645,410	657,591
旅行/サービス部門	221,720	256,028	230,322	201,652
セブンイレブン店	138,841	162,785	168,288	167,499
合計	2,631,674	2,663,720	2,621,650	2,531,909

※ 2024年度より内製弁当の供給高を食堂部門で計上しています。

ii) 供給高の事業所別内訳

単位：(千)円

項目	2022年度	2023年度	2024年度	本年度
放牧舎	673,799	736,217	611,928	557,635
ウエスト5号館	89,280	86,025	77,971	72,122
医系購買書籍店	325,864	321,225	325,483	281,248
イースト1号館店	161,866	143,572	145,692	142,331
筑紫店	103,987	90,837	86,354	80,306
本部2	△ 7,749	0	△ 9,487	△ 11,710
大橋店	37,289	31,371	38,888	35,431
伊都コンビニ店	412,300	297,604	265,218	251,715
ビッグドラ店	99,639	91,067	200,935	222,076
協奏館店	9,954	10,689	10,591	11,076
E-Café	70,536	76,468	78,043	78,689
リブカ	591	410	0	0
ビッグドラ食堂	66,772	81,274	91,213	94,359
Q-ショップ	1,743	2,010	1,028	0
本部3	△ 16,147	△ 20,027	△ 26,985	△ 26,130
中央図書館店	102,480	101,968	91,211	95,988
ビッグスカイ	40,008	63,116	67,299	72,495
あかでみっくらんたん	0	460	912	0
アグリダイニング	49,237	59,226	59,082	54,029
L-Café	3,067	3,893	2,010	0
医系食堂	64,950	81,551	87,355	90,499
クアンス	24,529	28,482	25,501	14,925
ビッグさんど	179,503	209,943	207,313	231,046
レストラン	6,809	10,692	15,803	16,280
自販機	0	0	0	0
セブンイレブン店	138,841	162,785	168,288	167,499
合計	2,631,674	2,663,720	2,621,650	2,531,909

※ 25年度からクアンスはナビさん供給を除きます。契約自販機7,895万円は供給計上していない。

※ 本部3のマイナスは、ミールのプレミア分を食堂供給の割引として計上。還元金額はこれに消費税を加えた額。

③受託共済事業状況表

1) 加入者数の状況

(単位：人(件))

共済事業の種類	元受団体名	加入者数(契約件数)		
		本年度	前年度	前年比
学生総合共済(生命共済)	コープ共済連	8,088	8,031	100.7%
合計		8,088	8,031	100.7%

2) 元受団体共済掛金及び共済金支払の状況

(単位：千円、件)

共済事業の種類	元受団体名	元受団体共済掛金			共済金支払件数			共済金支払金額		
		本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比	本年度	前年度	前年比
学生総合共済(生命共済)	コープ共済連	115,277	114,404	100.8%	913	770	118.6%	55,224	46,589	118.5%
合計		115,277	114,404	100.8%	913	770	118.6%	55,224	46,589	118.5%

※コープ共済連は日本コープ共済生活協同組合連合会の略称です。

(3) 増資および資金の借入その他の資金調達状況

資金調達内訳表 単位：(千)円

調達方法	金額
出資金	544,567
金融機関	130,000
その他	0

(4) 組合が所有する施設の建設または回収その他の設備投資状況

設備投資概況表

設備名	所在地・内容	摘要
ビッグドラ食堂飯盛器	福岡市西区元岡	購入2025年4月
ビッグさんど冷凍庫	福岡市西区元岡	購入2025年6月
クアシスガス給湯器	福岡市西区元岡	購入2025年6月
本部ステラターミナル	福岡市西区元岡	購入2025年7月
本部業務用PC(Win11対応)	福岡市西区元岡	購入2025年9月
本部レジ設備一式	福岡市西区元岡	購入2025年9月
ビッグさんど冷凍庫	福岡市西区元岡	購入2025年12月

(5) 他の法人との業務上の提携

他の法人との業務上の提携

業務提携先	所在地・内容	摘要
大学生協事業連合	東京都杉並区和田3-30-22	業務委託

(6) 他の会社を子法人等および関連会社等とすることとなる場合における当該他の会社の株式または持ち分の取得

新規出資子法人および関連法人等

該当する事項はありません。

(7) 事業の全部または一部の譲渡または譲り受け、合併その他の組織の再編成

該当する事項はありません。

(8) 教育事業等の状況

教育事業等の状況

単位：(千)円

項目	金額
当期に繰り越された教育事業等繰越金	0

教育事業等の使途

科目	内容	金額
	該当なし	0
合計		0

2 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 前事業年度における総代会の開催状況

総（代）会開催日	2025年 5月24日	
総代会日現在総代数	204名	
出席総代組合員数	本人	41名
	代理人(委任)	1名
	書面	141名
	計	183名
(重要な議事、議決事項および議決状況)		
第1号議案	2024年度事業報告書・決算関係書類等承認の件	承認可決
第2号議案	2025年度事業計画及び予算決定の件	承認可決
第3号議案	総代選挙規約改定の件	承認可決
第4号議案	役員選挙規約改定の件	承認可決
第5号議案	役員選挙の件	全員信任
第6号議案	役員報酬決定の件	承認可決

(注) 総代選挙は、総代選挙規約にもとづいて行なわれ、224人の定数に対して204人が立候補し、選挙の結果、当初選挙は2025年5月9日に当選人が公告され、補欠選挙結果は選挙区毎に順次公告された。

(2) 組合員に関する事項

組合員出資金増減表

区分	人員(人)	口数(口)	組合員出資金総額(円)	一人当組合員出資金額(円)
前期末現在	25,504	2,667,031	533,406,200	20,915
当期増加分	2,917	346,920	69,384,000	
当期減少分	2,619	291,116	58,223,200	
当期末現在	25,802	2,722,835	544,567,000	21,105

(3) 役員に関する事項

1) 役員一覧表

役名	氏名	担当	就任年月日	略歴等
理事長 (代表理事)	矢原 徹一	そしき部長	1997年5月24日	2003年5月より理事長 理学研究院名誉教授
副理事長	出水 薫		2012年5月26日	2012年5月より副理事長 法学研究院教授
専務理事 (代表理事)	峰田 優一		2023年5月27日	2023年5月より専務理事
常務理事	野上 佳則		2009年5月30日	2009年5月より常務理事
常務理事	中川 湧太		2023年5月27日	2023年5月より常務理事 工学部学生
〃	赤峰 尚輝		2024年5月25日	2024年5月より常務理事 法学部学生・そしき部
〃	岸本 竜一		2025年5月24日	2025年5月より常務理事 経済学部学生・そしき部
〃	出来 菜月樹		2025年5月24日	2025年5月より常務理事 共創学部学生・そしき部
理事	神野 尚三		2012年5月26日	医学研究院教授
〃	清野 聡子		2016年5月28日	工学研究院准教授
〃	安田 章人		2022年5月28日	基幹教育院准教授
〃	兵藤 健志		2025年5月24日	図書館専門員
〃	河野 浩人		2024年5月25日	法学府院生
〃	延原 拓叶		2025年5月24日	工学府院生
〃	井上 愛理		2025年5月24日	共創学部学生
〃	瀬野 陽太	2025年5月24日	工学部学生	
〃	宮原 千柊	2024年5月25日	工学部学生	
〃	白崎 江陸	2024年5月25日	経済学部学生	
〃	牧 采佳	2025年5月24日	工学部学生	
〃	今田 光士郎	2025年5月24日	文学部学生	
〃	山本 友風	2025年5月24日	法学部学生	
〃	田口 聖也	2025年5月24日	工学部学生	
〃	大野 泰広	2023年5月27日	大学生協事業連合役員	
監事	赤司 友徳	特定監事	2020年6月20日	大学文書館
〃	藤原 学		2009年5月30日	理学研究院准教授
〃	座喜味 都孔		2025年5月24日	工学部教務課 課長
〃	正 航太郎		2024年5月25日	文学部学生
〃	中田 駿一郎		2025年5月24日	工学部学生

2) 辞任した役員

役名	氏名	辞任時期	理由
理事	なし		

(4) 職員数およびその増減その他の職員の状況

職員状況表

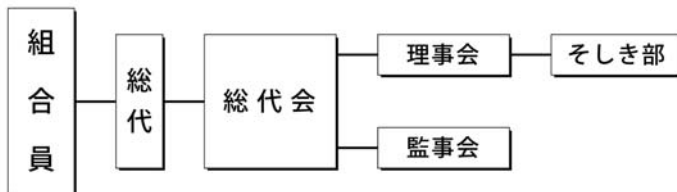
区分		前期末数	当期末数	平均年齢（上段） 平均勤続年数（下段）
正規職員		24 名	17 名	47 才 11 ヶ月 11 年 3 ヶ月
嘱託職員 定時職員	時間数 (総数)	301,218 時間 (219 名)	287,846 時間 (203 名)	
	正規換算	150.6 名	143.9 名	

(注1) 正規職員人数には、出向者2名を含む

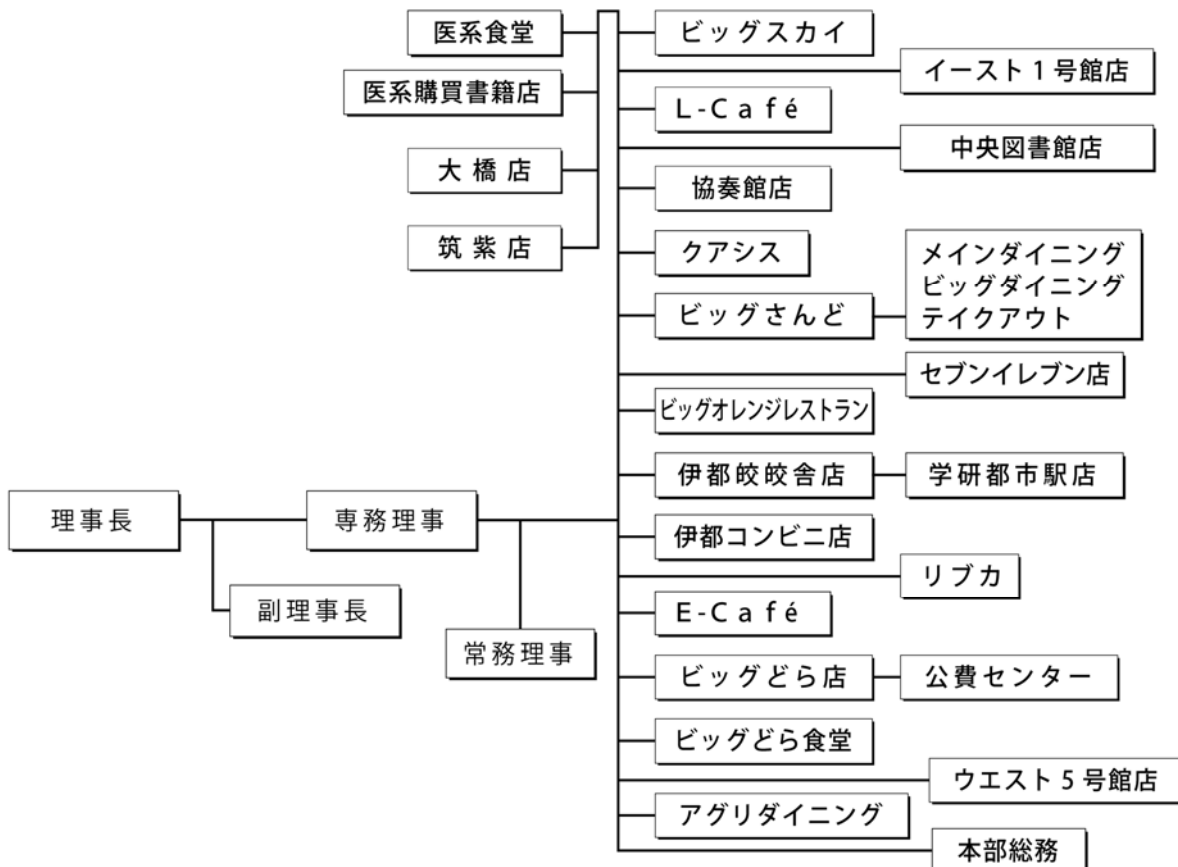
(注2) 定時職員の総人数は、年間2000時間で正規1名と換算

(5) 業務の運営の組織に関する事項

1) 運営組織図



2) 経営組織図



(6) 施設の設置状況に関する事項

<九州大学からの借用施設>

地区名所在地	食・店舗名	建築年度	設置年度	構造	面積 (㎡)					ホール 席数
					店舗	厨房	ホール	付属室	小計	
病院地区	医系購買書籍店		平成20年	RC造	245			21	266	
福岡市東区馬出	医系食堂		平成20年	RC造		206	705	17	928	500
	小計				245	206	705	38	1,194	500
大橋地区	大橋店		平成16年	RC造	56				56	
	小計				56	0	0	0	56	0
筑紫地区	筑紫店		平成17年	RC造	130				130	
春日市春日公園	小計				130				130	
福岡市西区元岡	伊都コンビニ店	平成18年	平成18年	鉄骨造	181				181	
	協奏館店	平成26年	平成27年	鉄骨造	40				40	
	ビッグさんど (地下1階)	平成21年	平成21年	鉄骨造 テラス		371	770	15	1,156	563
	ビッグさんど (1階)	平成21年	平成21年	鉄骨造		254	665		918	466
	Q A S I S	平成21年	平成21年	鉄骨造 テラス		120	306		426	152
	Big Orange Restaurant	平成17年	平成21年	プレハブ テラス		121	362		482	122
	Libca	平成21年	平成21年	鉄骨造		5		9	14	40
	皎皎舎	平成27年	平成27年	木造	470				470	
	E-C a f é	平成27年	平成27年	鉄骨造 テラス		49	198		247	68
	ビッグスカイ	平成30年	平成30年	鉄骨造		259	706		965	470
	L-C a f é	平成30年	平成30年	鉄骨造		30	87		117	50
	イースト1号館店	平成30年	平成30年	鉄骨造	180				180	
	アグリダイニング	平成30年	平成30年	鉄骨造		104.3	314		418	240
	ウエスト5号館店	平成30年	平成30年	鉄骨造	204				204	
	ビッグどら食堂	平成17年	平成31年	鉄骨造		501	1,321		1,822	770
	ビッグどら店		平成31年	鉄骨造	203				203	
	中央図書館店	平成29年	令和2年	鉄骨造	280				280	
	セブンイレブン	令和3年	平成21年	鉄骨造	167				167	
	小計				1,725	1,814	4,728	24	8,291	3,137
	総合計				2,156	2,020	5,433	62	9,671	3,637

※伊都コンビニ店の建物は生協負担で建築し、生協の財産です。

あかみっくらんたんは2025年2月に閉店しました。2021年10月にビッグさんどにセブンイレブン店をオープンしました。

<自己所有>

地区・所在地	施設名	取得・建築	構造	面積 (㎡)
糸島市泊	生協本部倉庫	平成29年7月	プレハブ	308.94
		平成29年7月	土地	995.04

(7) 事業連合の状況に関する事項

1) 事業連合の概要

区分	関連法人等												
連合会名	生活協同組合連合会大学生協事業連合												
所在地	東京都杉並区和田3-30-22												
代表者名	理事長 榎澤 能生												
設立年月日	1969年10月1日創立、同年12月19日都知事認可												
事業内容	<p>(1) 会員の事業に必要な物資を購入し、これに加工もしくは加工しないで又は生産して会員に供給する事業</p> <p>(2) 会員の組合員の生活に有用な協同施設を設置し、会員及び会員の組合員に利用させる事業</p> <p>(3) 会員の組合員の生活の改善及び文化の向上を図るために必要な行事等の企画及び実施またはこれらに関連する情報を提供する事業</p> <p>(4) 会員、会員の組合員及び役職員並びにこの会の役職員の組合事業に関する知識の向上を図るために必要な教育を行い、及び情報を提供する事業</p> <p>(5) 会員の組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業</p> <p>(6) 会員の組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業</p> <p>(7) 会員の組合員のための古物営業法に基づく古物営業に関する事業</p> <p>(8) 会員の利用に供する計算、運搬に関する事業</p> <p>(9) 会員の事業の支援、連絡並びに調整に関する事業</p> <p>(10) 前各号の事業に附帯する事業</p>												
設立の理由	協同互助の精神に基づき、全国大学生生活協同組合連合会と提携し大学生生活協同組合の協同事業の中心として事業活動ならびに各種活動を行って会員事業の発展をはかり会員組合員の生活の経済的文化的向上をはかることを目的として設立されました。												
出資金及び総口数	出資金 4,899,690 千円 総口数 489,969 口												
当組合の出資額及び口数	49,900 千円 4,990 口												
決算月日	2025年2月28日												
主な出資生協	<table border="0"> <tr> <td>全国大学生生活協同組合連合会</td> <td>800,000千円</td> </tr> <tr> <td>東京大学消費生活協同組合</td> <td>183,080千円</td> </tr> <tr> <td>立命館生活協同組合</td> <td>158,190千円</td> </tr> <tr> <td>京都大学生生活協同組合</td> <td>140,310千円</td> </tr> <tr> <td>東北大学生生活協同組合</td> <td>136,660千円</td> </tr> <tr> <td>その他184生活協同組合</td> <td>3,481,450千円</td> </tr> </table>	全国大学生生活協同組合連合会	800,000千円	東京大学消費生活協同組合	183,080千円	立命館生活協同組合	158,190千円	京都大学生生活協同組合	140,310千円	東北大学生生活協同組合	136,660千円	その他184生活協同組合	3,481,450千円
全国大学生生活協同組合連合会	800,000千円												
東京大学消費生活協同組合	183,080千円												
立命館生活協同組合	158,190千円												
京都大学生生活協同組合	140,310千円												
東北大学生生活協同組合	136,660千円												
その他184生活協同組合	3,481,450千円												
当組合の関係役員	なし												

(注) 出資金及び総口数ならびに出資生協は、2026年2月28日現在です。

2) 事業連合の決算概況

連合会名：生活協同組合連合会大学生協事業連合

資産・負債・純資産の状況

単位：(千)円

科目\決算期		2026年2月28日 (59期)
資産の部	流動資産	33,299,501
	固定資産	7,526,231
	資産合計	40,825,732
負債の部	流動負債	36,077,941
	固定負債	1,764,140
	負債合計	37,842,081
資本の部	出資金	4,899,690
	剰余金	△ 1,916,039
	評価・換算差額等	-
	純資産合計	2,983,650
負債及び純資産合計		40,825,731

(注) 上記貸借対照表は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

損益の状況

自 2025年3月1日 至 2026年2月28日

単位：(千)円

科目	金額
供給高	93,646,504
供給剰余	1,924,368
事業剰余金	308,182
経常剰余金	443,777
当期剰余金	422,988
当期末処分剰余金	△ 1,916,039

(注) 上記損益計算書は、当事業報告書作成時点では大学生協事業連合は総会の議決を経ていませんので確定していませんが、事業連合代表理事から示された決算関係書類に基づいて記載しています

(注) 千円単位未満を切り捨ててあるため、合計とは一致しないものがあります。

3) 事業連合との取引等の状況

単位：(千)円

取引の内容	物販およびサービス商品等の仕入
取引高	1,350,944
総仕入高対取引高率 (%)	76.0%

(8) その他組合の運営組織の状況に関する重要な事項

2021年3月の理事会で「内部統制に関する基本方針」を議決しました。

1. 理事および職員の職務執行が、法令・定款などに適合することを確保します。
2. 理事および職員の職務執行に関わる情報の保存および管理を適正に行います。
3. 理事および職員の職務執行が効率的に行われるようにします。
4. 損失の危険の管理を行います。
5. 財務報告を適正に作成します。
6. 監事監査がいっそう有効に行われるための環境を整備します。

3 その他組合の状況に関する重要な事項

なし

II 2025 年度事業報告書の附属明細書

1 役員報酬等の状況

(1) 役員報酬明細 単位：(千) 円

区 分	定款上の 定員(人)	支払人員 (人)	報 酬 等 支 払 額	摘 要
理 事	21~25	23	14,532	
監 事	3~5	5	84	
合 計			14,616	

(2) 役員退職金明細 単位：(千) 円

区 分	定款上の 定員(人)	報 酬 等 支 払 額
理 事	21~25	該当なし
監 事	3~5	該当なし
合 計	24~30	

2 役員以外の法人等における兼業の状況

区 分	常勤・非常 勤の別	代表権の 有 無	氏 名	兼 務 先 名	兼務先での役職名
理 事	該当なし				
監 事	該当なし				

3 組合と役員との間の利益が相反する取引の明細 単位：(千) 円

役職名・氏名	取引の内容および金額				摘 要
	取引の内容	取 引 金 額			
		当期取引額	前期末残高	当期末残高	
	該当なし				
合 計					

4 事業連合に関する事項

事業連合に対する債権・債務明細表

①債権明細表 単位：(千) 円

区 分	短期債権		
	期首残高	期末残高	当期増減額
事業連合前渡金	13,570	0	△ 13,570
事業連合未収金	1,718	26,621	24,903
合 計	15,288	26,621	11,333

② 債務明細表 単位：(千) 円

区 分	短期債権		
	期首残高	期末残高	当期増減額
買掛金(事業連合)	129,235	150,980	21,745
短期借入金	0	0	0
事業連合未払金	89	154,558	154,469
合 計	129,324	305,538	176,214

5 その他の事業報告書の内容を補足する重要な事項

特になし

Ⅲ 決算関係書類

1 貸借対照表

貸借対照表

(単位:円)

2026年2月28日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【 541,043,915 】	【流動負債】	【 729,723,615 】
現金及び預金	145,440,189	支払手形	0
金銭信託	0	買掛金	203,354,256
受取手形	0	短期借入金	0
供給未収金	102,239,789	1年以内長期借入金	0
商品及び原材料	246,115,574	短期リース債務	0
貯蔵品	2,611,804	未払金	197,292,970
前渡金	0	未払法人税等	1,192,500
立替金	530,085	未払消費税等	5,981,370
前払費用	6,132,956	未払費用	0
短期貸付金	0	前受金	258,331,353
未収金	39,373,518	預り金	56,712,594
仮払金	0	賞与引当金	6,308,367
貸倒引当金	△ 1,400,000	ポイント引当金	550,205
【固定資産】	【 358,446,600 】	【固定負債】	【 143,004,549 】
(有形固定資産)	(156,612,262)	長期借入金	130,000,000 ※
建物及び附属設備	125,987,640	退職給付引当金	13,004,549
建物及設備償却累計額	△ 68,020,060	役員退職給与引当金	0
構築物	500,000	預り保証金	0
構築物償却累計額	△ 326,008	長期未払金	0
機器装置	0		
機械装置償却累計額	0		
車輛運搬具	4,008,412		
車輛運搬具償却累計額	△ 3,774,715		
器具備品	367,971,552		
器具備品償却累計額	△ 284,734,559		
リース資産(有形)	0		
リース資産償却累計額	0		
土地	15,000,000		
建設仮勘定	0		
(無形固定資産)	(9,276,322)		
ソフトウェア	7,147,895		
リース資産(無形)	0		
電話加入権	2,128,427		
その他無形行程資産	0		
(その他固定資産)	(192,558,016)		
関係団体出資金	67,921,000		
長期貸付金	0		
長期前払費用	102,137,016		
差入保証金	20,000,000		
その他固定資産	2,500,000		
		負債の部合計	872,728,164
		純資産の部	
		【組合員資本】	【 26,762,351 】
		出資金	544,567,000
		【欠損金】	【 517,804,649 】
		法定準備金	0
		任意積立金	0
		当期末処理欠損金	517,804,649
		(うち当期剰余金)	△ 50,238,812
		純資産の部合計	26,762,351
資産の部合計	899,490,515	負債及び純資産の部合計	899,490,515

※長期借入金1億3千万は日本政策金融公庫からの資本性劣後ローンで資本に組み入れれます。資本は約1億5,676万円となります。

2 損益計算書

損 益 計 算 書
自 2025年3月1日 至 2026年2月28日

(単位:円)

科 目	金 額	
供給事業		
供給高	2,531,909,199	
供給値引	<u>26,861,205</u>	2,505,047,994
供給原価		
期首商品棚卸高	231,866,056	
仕入高	<u>1,945,226,605</u>	
合計	2,177,092,661	
期末商品棚卸高	<u>246,115,574</u>	<u>1,930,977,087</u>
供給剰余金		574,070,907
その他の事業収入		
教育文化事業収入	0	
共済受託手数料収入	19,900,997	
供給事業手数料収入	488,993	
不動産賃貸収入	0	
その他手数料収入	<u>65,841,352</u>	
その他事業収入計		<u>86,231,342</u>
事業総剰余金		660,302,249
事業経費		
人件費	524,457,105	
物件費	<u>252,593,343</u>	<u>777,050,448</u>
事業剰余金		▲ 116,748,199
事業外収益		
受取利息	604,507	
受取配当金	11,550	
雑収入	<u>69,647,809</u>	70,263,866
事業外費用		
支払利息	600,131	
雑損失	<u>4,152,402</u>	<u>4,752,533</u>
経常剰余金		▲ 51,236,866
特別利益		<u>7,351,200</u>
特別損失		<u>5,160,646</u>
税引前当期剰余金		▲ 49,046,312
法人税等		<u>1,192,500</u>
当期剰余金		▲ 50,238,812
当期首繰越損失金		467,565,837
当期未処理欠損金		<u>517,804,649</u>

3 損失処理案

2025 年度 損失処理案

(単位:円)

科 目	金	額
I 当期末処理損失金		517,804,649
II 損失金処理額		
1 任意積立金取崩額	0	0
2 法定準備金取崩額	0	0
III 次期繰越損失金		517,804,649

令和8年 5月23日

九州大学生協同組合

理事長 矢原 徹一

4 注記事項

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法は以下のとおりです。

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - 書籍・購買（自主講座を除く） 売価還元法による原価法
 - 食堂（食材）、自主講座 最終仕入原価法による原価法（ 〃 ）

(2) 固定資産の減価償却の方法は以下のとおりです。

- ① 有形固定資産 定率法（もしくは 定額法）
（リース資産を除く） ただし、1998年3月31日以前に取得した建物は定率法、それ以降の取得については定額法。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	20年～39年
建物附属設備	3年～15年
器具備品	3年～15年
- ② 無形固定資産 定額法。なお、ソフトウェアは利用期間（5年）にもとづく定額法。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかる「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法。ただし、リース資産はありません。
- ④ 長期前払費用 定額法。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

大学寄贈施設	15年	（特別損失計上）
複数年度使用する備品	12年	（使用する店舗の費用計上）

(3) 引当金の計上基準は以下のとおりです。

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権は法人税法に定める一括評価金銭債権に係る繰入率による繰入限度相当額及び貸倒懸念債権について回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金 職員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額の当期負担額を計上しています。
- ③ ポイント引当金 供給促進を図るために、生協電子マネーシステムにて付与したポイントの期末における未使用残高を計上しています。
- ④ 退職給付引当金 退職給付会計に関する注記に記載しています。
- ⑤ 役員退職引当金 役員の退職金の支給に備えるため、役員退職金規定による期末要支給額相当額を計上するものです。現在赤字の経営責任のため引き当てていません。

(4) その他決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりです。

- ① 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

2. 会計方針の変更

クアシスの供給高にナビさんの売り上げは含まないこととしました。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は以下のとおりです。

特にありません。

(2) 役員に対する金銭債権または金銭債務は以下のとおりです。

特にありません。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 事業外損益の内訳は以下のとおりです。

24年度から大学業務受託手数料とセブンイレブン店収入は事業外収入で計上しています。

8月までのセブンイレブン店含めた生協会計以外のミールプレミア相当分を収入計上しています。

生協会計以外のミールプレミア相当分は357万円(前年比▲603万円)でした。

費用としては、九州大学への寄付(ICカード)で180万円計上しています。2024年度以前に出資金整理益としたうち、2025年度に出資金返還を行った185,000円を雑損失処理しています。

日本政策金融公庫からの借入への支払利息60万円を計上しています。

(2) 特別損益の内訳は以下のとおりです。

① 特別利益に、組合員出資金整理益を計上しています。735万円でした。

② 特別損失は、2020年に取り崩した退職給付会計の不足分のうち500万円を退職給付会計に計上し、特別損失としました。要支給額の不足額は5000万円です。

亭亭舎・皎皎舎の大学寄付分の償却は見合わせました。

(3) 法人税等には、法人税、住民税および事業税が含まれています。

5. 欠損金処理案に関する注記

特に、ありません。

6. 退職給付会計に関する注記

(1) 退職給付債務の計上基準

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合退職要支給額を採用）を退職給付引当金として計上しています。また、会計基準変更時差異の費用処理方法は、その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により、費用処理することとしていました。

2025年度末で5000万円不足額があります。

(2) 採用する退職給付制度

職員の退職により支給する退職給付にあてるため、退職一時金制度を採用しています。

(3) 職員の退職一時金制度の退職給付債務等の内容

①退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	63,004,549円
年度末積立不足額	50,000,000円
退職給付引当金	13,004,549円

②退職給付費用の内訳

退職給付費用（事業経費）	5,642,650円
退職給付費用（特別損失）	5,000,000円

③年度末不足額の積立方針

2021年度から毎年500万円積立不足額の積み増しを行います。15年間（残り10年）。

7. 税効果会計に関する注記

税効果会計は適用しますが、一時差異の金額に重要性がないため中小企業会計指針により、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上していません。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

基本的にリース資産はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 会社等

種類	法人等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	なし							

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(2) 組合

(単位：千円)

種類	法人等の名称	資本金又は出資金	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
連合会	大学生協事業連合	4,899,690	直接0.52%	仕入先 役員兼任 0人	商品仕入	1,350,944	買掛金	150,980
					業務委託	62,290	未払金	154,558

(取引条件および取引条件の決定方針等)

商品の仕入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しています。なお、上記金額のうち、取引金額については消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。

(3) 役員およびその近親者

該当する事項はありません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

11. その他の注記

該当する事項はありません。

IV 2025年度決算関係書類の附属明細書

1 資本及び借入金の状態

(1) 組合員資本の明細

単位：(千)円

区 分	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	備 考
組 合 員 出 資 金	533,406	69,384	58,223	544,567	
法 定 準 備 金	0	0	0	0	
任意積立金	0	0	0	0	
当 期 末 繰 越 損 失 金	467,566	0	50,239	517,805	
合 計	62,257	69,384	108,462	26,762	

(2)の日本政策金融公庫の劣後ローンは、資本に組み入れることができる。

(2) 借入金の明細

1) 長期借入金等の増減

単位：(千)円

借 入 先	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	備 考
日本政策金融公庫劣後ローン	130,000	0	0	130,000	
合 計	130,000	0	0	130,000	

2) 短期借入金等の増減

①短期借入金

単位：(千)円

借 入 先	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	備 考
該 当 な し	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	

②1年以内返済予定長期借入金

単位：(千)円

借 入 先	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	備 考
該 当 な し	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	

2 固定資産の明細

単位：(千)円

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減損損失累計額	減価償却累計額	備考
有形固定資産	建物及び附属設備	62,024	0	161	3,895	57,968		68,020	
	構築物	188	0	0	14	174		326	
	機械装置								
	車輛運搬具	511	0	0	277	234		3,775	
	器具備品	72,596	22,617	0	11,977	83,237		284,735	
	リース資産								
	土地	15,000	0	0		15,000			
	建物仮勘定								
	計	150,318	22,617	161	16,162	156,612		356,855	
無形固定資産	借地権								
	ソフトウェア	8,761	0	0	1,613	7,148			
	リース資産								
	電話加入権	2,128	0	0	0	2,128			
	その他無形固定資産								
計	10,890	0	0	1,613	9,277				
合計	161,208	22,617	161	17,776	165,889				

(注) 主な増減の内容は以下のとおりです。

当期増加 設備投資概況表のとおり
器具備品

2262万円

当期減少 設備投資概況表のとおり
建物及び附属設備

16万円

3 関係団体出資金の明細

単位：(千)円

出 資 先		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
関係団体 出 資 金	全国大学生協連 合 会	17,476	0	0	17,476	
	大 学 生 協 事 業 連 合	49,900	0	0	49,900	
	コープ共済連	100	0	0	100	
	福岡県生協連 合 会	100	0	0	100	
	九州労働金庫	345	0	0	345	
	小 計	67,921	0	0	67,921	関係団体出資金
子会社 等株式	(株)コープ°リビ°ンク°九州	2,500	0	0	2,500	
	小 計	2,500	0	0	2,500	その他固定資産
合 計		70,421	0	0	70,421	

4 引当金の明細

単位：(千)円

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	備 考
貸倒引当金	1,400	0	0	1,400	洗い替え
ポイント引当金	0	550	0	550	
賞与引当金	7,617	6,308	7,617	6,308	目的使用
退職給付引当金	27,744	9,892	24,631	13,005	目的使用
合 計	39,110	16,750	32,248	21,263	

退職給付引当金は、2020年度に7500万円取り崩した。
2021年から15年で不足分を積み立てる。(残り10年)

5 事業経費の明細

人件費及び物件費

自 2025年3月1日

至 2026年2月28日

科 目	金 額	円
1 人 件 費	(524,457,105)	
役 員 報 酬	14,616,162	
職 員 給 与	97,964,239	
定 時 職 員 給 与	345,725,178	
退 職 給 付 費 用	5,642,650	
法 定 福 利 費	55,237,637	
厚 生 費	5,271,239	
2 物 件 費	(252,593,343)	
教 育 文 化 費	1,517,084	
広 報 費	10,435,780	
消 耗 品 費	20,995,001	
物 流 費	10,143,765	
車 輜 運 搬 費	1,718,316	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	
ポ イ ン ト 引 当 金	550,205	
施 設 維 持 管 理 費	8,003,596	
減 価 償 却 費	17,775,829	
賃 借 料	5,567,883	
水 道 光 熱 費	42,596,500	
保 険 料	644,750	
委 託 料	46,353,935	
研 修 採 用 費	978,546	
調 査 研 究 費	317,019	
会 議 費	47,504	
諸 会 費	9,697,550	
渉 外 費	19,091	
租 税 公 課	2,573,800	
通 信 交 通 費	6,131,685	
雑 費	4,235,504	
事 業 連 合 委 託 費	62,290,000	
事業経費合計	(777,050,448)	

6 キャッシュ・フロー計算書

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

単位：(千)円

I. 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期剰余金	▲ 49,046
減価償却費	20,236
固定資産除却損	160
ポイント引当金の増加額	550
賞与引当金の減少額	▲ 1,308
退職給付引当金の減少額	▲ 14,738
受取利息及び配当金	▲ 604
支払利息	600
供給債権の減少額	24,499
棚卸資産の増加額	▲ 14,346
仕入債務の減少額	▲ 19,498
未収金の増加額	▲ 20,974
未払消費税等の減少額	▲ 13,265
未払金の増加額	144,234
前受金の減少額	▲ 63,940
預り金の増加額	21,963
その他	▲ 6,439
小計	8,081
利息及び配当金の受取額	604
利息の支払額	▲ 600
法人税等の還付による収入	0
法人税等の支払額	▲ 1,192
事業活動によるキャッシュ・フロー	6,893
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
長期預金預入による支出	0
有形固定資産の売却による収入	0
有形固定資産の取得による支出	▲ 22,617
無形固定資産の取得による支出	0
関係団体等出資金の出資による支出	0
関係団体等出資金の払戻による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 22,617
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の減少による支出	
長期借入金の増加による収入	
長期借入金の返済による支出	0
組合員出資金の増減による収入	18,512
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,512
IV. 現金及び現金同等物の増加額	2,788
V. 現金及び現金同等物の期首残高	142,651
VI. 現金及び現金同等物の期末残高	145,440

(注) 現金及び現金同等物の範囲

単位：(千)円

項 目	期 首	期 末
現金及び預金	142,651	145,440
預入期間が3か月を超える定期預金		
現金及び現金同等物	142,651	145,440

7 主要な事業に係る資産及び負債の内容その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項

(1) 主要な資産の内容

① 現金預金の明細 単位：(千)円

科目	内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
現金預金	現金	9,594	9,203	△ 391
	当座預金	16,360	16,024	△ 336
	普通預金	116,697	120,214	3,517
	定期預金	0	0	0
	小 計	142,652	145,440	2,788
長期預金	該当なし			
	小 計	0	0	0
合 計		142,652	145,440	2,788

② 供給未収金の明細

イ. 内訳 単位：(千)円

相手先	金額
九州大学(公費)	90,156
組合員売掛(未入金)	9,232
クレジット等未収金	2,852
その他	
合 計	102,240

ロ. 回収状況 単位：(千)円

期 首 残 高	当 期 発生高	当 期 回収高	期 末 残 高	回収率
126,739	1,399,248	1,423,748	102,240	93.3%

③ 有価証券の明細 単位：(千)円

科目	内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額	備 考
有価証券					該当なし
	小 計				
長期保有 有価証券					該当なし
	小 計				
長期差入 有価証券					該当なし
合 計					

④ 商品および貯蔵品の明細 単位：(千)円

科目	内 訳	金額
商品	一般商品(物品)	139,500
	書籍	95,483
	食材	6,872
	その他	1,249
	セブンイレブン店	3,012
	合 計	246,116
貯蔵品	包材、ICカードリーダー	2,381
	その他	231
合 計		2,612

⑤ 貸付金の明細 単位：(千)円

科目	内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
短期貸付金	該当なし	0	0	0
	小 計	0	0	0
長期貸付金	該当なし	0	0	0
	小 計	0	0	0

⑥ 立替金の明細 単位：(千) 円

内 訳	金額
セブンイレブン店	0
C L K (室内清掃他) 立替	207
立替社会保険等	0
その他	323
合 計	530

⑦ 未収金の明細 単位：(千) 円

内 訳	金額
理農購買商品代	6,336
九州大学委託業務収入	2,890
不動産手数料	0
未収還付法人税等	38
トレイ広告等	0
セブンイレブン2月利益	2,884
大学生協事業連合	26,621
VISA	0
その他	605
合 計	39,374

⑧ その他の流動資産の明細 単位：(千) 円

科 目	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
前渡金	13,570	0	△ 13,570
立替金	1,683	530	△ 1,153
前払費用	5,892	6,133	241
未収金	18,399	39,374	20,975
仮払金	0	0	0

⑨ その他の出資金の明細 単位：(千) 円

出 資 先	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
該当なし			0

⑩ 長期前払費用の明細 単位：(千) 円

内 訳	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
業務車両りサイクル料	62	62	0
大学への寄付等の建物	91,003	91,003	0
新店舗複数年度使用	13,533	11,072	△ 2,461
箱崎倉庫解体等費用(長期収益)	0	0	0
消費税前払	0	0	0
合計	104,598	102,137	△ 2,461

⑪ 差し入れ保証金

内 訳	金額
法務局(宅建業)	15,000
法務局(旅行業)	3,000
全国大学生協同組合連合会(航空端末保証金)	2,000
合計	20,000

⑫ その他の固定資産の明細 単位：(千) 円

科 目	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
電信電話施設利用権	2,128	2,128	0
長期未収金	0	0	0
長期前払費用	104,598	102,137	△ 2,461
長期貸付金	0	0	0
その他固定資産	0	2,500	2,500

⑬ 繰延資産の明細 単位：(千) 円

科 目	期 首 残 高	期 末 残 高	当 期 増減額
該当なし			0

(2) 主要な負債の内容

① 支払手形の明細

イ. 相手先別内訳 単位：(千)円

相手先	金額
該当なし	
合計	

ロ. 期日別内訳 単位：(千)円

期日別内訳	金額
該当なし	
合計	

② 買掛金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
大学生協事業連合	150,980
福岡市交通事業振興会	6,863
日本出版貿易	3,698
ユーシーシーフーズ	4,106
(株)山口油屋福太郎	4,290
肉の吉永	3,825
(株)福岡フードサプライ	2,668
全農パールライス	3,192
その他	23,732
合計	203,354

③ 未払金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
大学生協事業連合	154,558
IC利用料分(三菱他)	0
定時職員給与(2月分3月支給)	25,673
水光費(九州大学2月代金)	0
新契約自販機(大学への未払い分)	3,133
正規職員残業代(2月分3月支払)	1,087
社会保険料(2月分3月支払)	7,848
バイト代	2,730
その他	2,265
合計	197,293

④ 未払金法人税等の明細 単位：(千)円

相手先	金額
法人税	0
住民税	1,193
事業税	0
合計	1,193

⑤ 未払費用の明細 単位：(千)円

相手先	金額
該当なし	
合計	0

⑥ 前受金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
ミール・プリペイド前受金	241,882
サービス予約金	16,402
その他	48
合計	258,331

⑦ 預り金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
協奏館 (コイントリ)	4,160
車両入構預り	3,806
卒入記念菓子	249
不動産預り	4,420
セブンイレブン入構料	118
広告業務預り (九大)	1,609
社会保険・所得税・住民税預	3,403
学生総合共済預り	2,572
学研災預り	1,586
唐津自動車学校	1,605
入学・卒業アルバム	11,054
新学期PC	8,267
袴	7,725
収納代行	3,044
110番	774
その他	2,320
合計	56,713

⑧ 預り保証金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
該当なし	
合計	0

⑨ 長期未払金の明細 単位：(千)円

相手先	金額
該当なし	
合計	0

(3) 比較貸借対照表および比較損益計算書

① 比較貸借対照表

2026年2月28日 現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	2024年度	2025年度	科 目	2024年度	2025年度
	千円	千円		千円	千円
【流動資産】	【 541,915 】	【 541,044 】	【流動負債】	【 674,557 】	【 729,724 】
現金及び預金	142,652	145,440	支払手形	0	0
金銭信託	0	0	買掛金	236,422	203,354
受取手形	0	0	短期借入金	0	0
供給未収金	126,739	102,240	1年以内長期借入金	0	0
商品及び原材料	231,866	246,116	短期リース債務	0	0
貯蔵品	2,514	2,612	未払金	53,058	197,293
前渡金	13,570	0	未払法人税等	1,193	1,193
立替金	1,683	530	未払消費税等	19,247	5,981
前払費用	5,892	6,133	未払費用	0	0
短期貸付金	0	0	前受金	322,272	258,331
未収金	18,399	39,374	預り金	34,749	56,713
仮払金	0	0	賞与引当金	7,617	6,308
貸倒引当金	△ 1,400	△ 1,400	ポイント引当金	0	550
【固定資産】	【 356,226 】	【 358,447 】	【固定負債】	【 157,744 】	【 143,005 】
(有形固定資産)	(150,318)	(156,612)	長期借入金	130,000	130,000 ※
建物及び附属設備	126,704	125,988	退職給付引当金	27,744	13,005
建物及設備償却累計額	△ 64,680	△ 68,020	役員退職給与引当金	0	0
構築物	500	500	預り保証金	0	0
構築物償却累計額	△ 312	△ 326	長期未払金	0	0
機器装置	0	0			
機械装置償却累計額	0	0			
車輛運搬具	4,008	4,008			
車輛運搬具償却累計額	△ 3,498	△ 3,775			
器具備品	345,354	367,972			
器具備品償却累計額	△ 272,758	△ 284,735			
リース資産(有形)	0	0	負債の部合計	832,301	872,728
リース資産償却累計額					
土地	15,000	15,000	純資産の部		
建設仮勘定	0	0	【組合員資本】	【 65,840 】	【 26,762 】
(無形固定資産)	(10,890)	(9,276)	出資金	533,406	544,567
ソフトウェア	8,761	7,148	【剰余金】	【 △ 467,566 】	【 △ 517,805 】
リース資産(無形)	0	0	法定準備金	0	0
電話加入権	2,128	2,128	任意積立金	0	0
その他無形行程資産	0	0	当期末処分剰余金	△ 467,566	△ 517,805
(その他固定資産)	(195,019)	(192,558)	(うち当期剰余金)	39,269	△ 50,239
関係団体出資金	70,421	67,921			
長期貸付金	0	0			
長期前払費用	104,598	102,137			
差入保証金	20,000	20,000			
その他固定資産	0	2,500			
			純資産の部合計	65,840	26,762
資産の部合計	898,141	899,491	負債及び純資産の部合計	898,141	899,491

※ 長期借入金のうち1億3千万は、日本政策金融公庫からの資本性劣後ローンで資本に組み入れられます。資本は約1億5,676万円となります。

② 比較損益計算書

(単位:千円)

勘定科目	2024年度実績	2025年度予算	2025年度実績	対前年増減額	対予算差異額
供給高	2,621,650	2,716,748	2,531,909	▲ 89,740	▲ 184,839
供給値引	26,791	32,433	26,861	70	▲ 5,572
純供給高	2,594,858	2,684,315	2,505,048	▲ 89,810	▲ 179,267
供給原価	2,012,328	2,023,233	1,930,977	▲ 81,351	▲ 92,256
供給総剰余金	582,530	661,082	574,071	▲ 8,459	▲ 87,011
共済受託手数料収入	18,536	19,959	19,901	1,365	▲ 58
その他手数料収入	48,420	52,926	66,330	17,911	13,404
その他事業収入計	66,955	72,885	86,231	19,276	13,346
事業総剰余	649,486	733,967	660,302	10,816	▲ 73,665
役員報酬	16,297	15,200	14,616	▲ 1,681	▲ 584
職員給与	124,226	118,101	97,964	▲ 26,262	▲ 20,137
定時職員給与	344,439	354,032	345,725	1,287	▲ 8,307
退職給付費用	7,342	6,900	5,643	▲ 1,699	▲ 1,257
法定福利費	51,595	60,550	55,238	3,643	▲ 5,312
厚生費	6,120	6,117	5,271	▲ 849	▲ 846
役員退職引当金繰入	0	0	0	0	0
人件費合計	550,018	560,900	524,457	▲ 25,561	▲ 36,443
教育文化費	1,197	1,084	1,517	320	433
広報費	10,576	10,643	10,436	▲ 140	▲ 207
消耗品費	22,494	20,205	20,995	▲ 1,499	790
物流費	11,219	10,868	10,144	▲ 1,076	▲ 724
車輛運搬費	1,333	2,022	1,718	386	▲ 304
貸倒引当金	▲ 100	0	0	100	0
ポイント引当金	0	0	550	550	550
施設維持管理費	9,089	6,477	8,004	▲ 1,086	1,527
減価償却費	20,557	30,513	17,776	▲ 2,782	▲ 12,737
賃借料	4,044	4,603	5,568	1,524	965
水道光熱費	45,057	46,043	42,597	▲ 2,461	▲ 3,447
保険料	733	733	645	▲ 88	▲ 88
委託料	38,996	39,478	46,354	7,357	6,876
研修採用費	1,313	1,015	979	▲ 334	▲ 36
調査研究費	398	338	317	▲ 81	▲ 21
会議費	100	101	48	▲ 52	▲ 53
諸会費	9,385	9,217	9,698	313	481
渉外費	2	2	19	18	17
租税公課	2,967	1,706	2,574	▲ 393	868
通信交通費	5,940	5,435	6,132	192	697
雑費	4,828	3,023	4,236	▲ 593	1,213
事業連合委託費	67,474	71,761	62,290	▲ 5,184	▲ 9,471
物件費合計	257,601	265,267	252,593	▲ 5,008	▲ 12,674
事業経費合計	807,619	826,167	777,050	▲ 30,569	▲ 49,117
事業剰余金	▲ 158,133	▲ 92,200	▲ 116,748	41,385	▲ 24,548
受取利息	179	0	605	425	605
受取配当金	12	0	12	0	12
雑収入	76,757	75,212	69,648	▲ 7,110	▲ 5,564
事業外収益	76,948	75,212	70,264	▲ 6,684	▲ 4,948
支払利息	3,238	0	600	▲ 2,638	600
雑損	2,097	1,012	4,152	2,055	3,140
事業外費用	5,335	1,012	4,753	▲ 582	3,741
経常剰余金	▲ 86,520	▲ 18,000	▲ 51,237	35,283	▲ 33,237
特別利益計	139,687	6,000	7,351	▲ 132,335	1,351
特別損失計	12,705	19,001	5,161	▲ 7,544	▲ 13,840
税引前当期剰余金	40,462	▲ 31,001	▲ 49,046	▲ 89,508	▲ 18,045
法人税等	1,193	1,193	1,193	0	0
過年度法人税等	0	0	0	0	0
当期剰余金	39,269	▲ 32,194	▲ 50,239	▲ 89,508	▲ 18,045
当期首繰越剰余金	▲ 506,835	▲ 467,566	▲ 467,566	39,269	0
当期未処分剰余金	▲ 467,566	▲ 499,760	▲ 517,805	▲ 50,239	▲ 18,045

【監査報告】



2026年4月17日

九州大学生協同組合
理事長 矢原 徹一 殿

監査報告書

監事 赤司 友徳
監事 藤原 学
監事 座喜味 都孔
監事 正 航太郎
監事 中田 駿一朗



九州大学生協同組合定款35条及び監事監査規則に基づき2025年度の業務の執行並びに決算書及び諸証憑書類の監査を実施したので、下記のとおり報告します。

記

1. 監査実施日 第1回監事会（決算監査） 2026年 4月13日
第2回監事会（監査所見作成） 2026年 4月17日
2. 監査場所 九州大学生協同組合 伊都キャンパス
第1回は対面による開催（ビッグオレンジレストラン）
第2回は書類の回覧で意見交換を行った。
3. 監査対象期間 2025年3月1日より2026年2月28日
4. 監査方法 業務の施行状況について報告を求め、決算書類（貸借対照表、損益計算書及び付属明細表）及び諸証憑類の照合点検等を実施した。なお、決算書類の監査にあたっては、大企業等の公認会計士監査に準じる鬼塚公認会計士の調査方法及び結果の報告を受け、参考とした。監事会としては、指摘により改善を求める事項を確認した上で、妥当性を確認した。
5. 監査の結果
 - (1) 業務の執行状況について
当生協の理事は、法令、定款、規約並びに総代会で決定された事業計画に従い、その職務を遂行しているものと認める。
 - (2) 決算書類について
貸借対照表・損益計算書・欠損金処理（案）はいずれも適正に表示され、法令及び定款に適合しているものと認める。

6. 監査所見

- (1) 2025年度における事業環境は、コロナ以前のような稼働率の上昇は見込めない中、食材等をはじめとする仕入価格やその他経費は継続的に上昇し、賃金面でも政府及び社会的な賃上げ圧力が継続するという非常に厳しい状況が続いている。これに対して、供給価格の見直しや業務の見直し等によるコスト削減も実施されているものの、経営を回復軌道に乗せるまでには至っていない中の当期決算は、以下の通りとなりました。生協の年間の利用人数は257万人(回)と、前年からは16万人(回)減少し、コロナ禍前の2019年度と比較すると111万人(回)減少しました。総供給高は、25億3,191万円で、前年より8,974万円減少しました。また、セブンイレブン店(2021年10月オープン)も初めて79万円減少しました。損益面では、当期の経営成績を実態に近い形で表す経常剰余金は▲5,124万円、前年より3,529万円改善しているが、依然として多額の赤字構造であり、今後の大幅な経営改善を求めたい。
- (2) 毎年実施している学生生活実態調査や入学時必要経費調査、一言カードや電子掲示板への声に基づき、不断に事業の見直しを行っていることに加え、JA糸島婦人部の協力による九大生応援市(旧：フードパントリー)を取り組み、様々な形で学生生活を支援している。総代会において経営状況を踏まえた分科会の運営や利用者懇談会の意見を運営に反映されていることは、「身近な生協づくり」や「運営参加意識の醸成」の点で評価できる。引き続き、学生生活に寄り添った生協の取り組みに期待したい。
- (3) 九大電子マネーは、10年以上経過し25年に終了することとなったが、大学生協アプリへ円滑な移行が行われた。大学生協アプリの機能を活用し、さらなる組合員への新サービス提供に発展させていただきたい。
- (4) 公認会計士の所見では、棚卸資産の管理状況について基本的な手続きの不備が指摘されている。棚卸資産の実在性等を確認し決算を担保する点からも、実地棚卸手続を順守すること及びその統制の徹底を望みたい。
- (5) コロナ禍後に生じた事業環境と保有施設等のミスマッチは、営業時間の見直しや業態変更等によって解消が図られつつある。「最低賃金上昇」「社会保険対象拡大」の中、経営再建プランを策定し、「正規職員数の適正化」等により、人件費が前年より減少していることは、生協役職員の取り組みを評価したい。また、米をはじめ食材の値上がりが続いているが、学生生活支援の点から内部努力により概ね1年間食事価格を維持した点も評価したい。引き続き、組合員や大学との協議を重ねながら、現在の事業環境に適した運営を進めていただきたい。
- (6) 昨今の社会情勢から、今後の労働者不足が懸念される。共生社会の実現は、協同組合理念と共通性が高く、障がい者雇用等について積極的に検討されることを望みたい。
- (7) 25年7月より全国大学生協連の経営支援制度に基づく支援を受け入れ、経営再建プランの着実な執行を進めたことは評価したい。全国大学生協連による26新入生対応の体制支援の次年度成果について期待したい。
- (8) 過去の大型投資や大学への寄付は、今後の事業の基盤づくりと評価できるが、一方で累積の欠損額は5億円を超え、債務超過まで2,676万円になっている。大学生協としてのサービスの継続と将来の不測の事態に備えるためにも、債務超過の回避は必須である。まず、単年度黒字経営を実現していただきたい。
物価高が続く経済情勢の下で学生と教職員の生活を支える大学生協の役割はますます重要となっており、組合員の要望を踏まえながら、経営改善につながる適切なサービスを提供することを期待したい。

第2号議案

2026年度事業計画及び予算決定の件

【1】2026年度事業計画

1. 2026年の事業環境

「食材費値上げ」「最低賃金上昇」「水光熱費高止まり」等の経営環境の悪化が続き、加えて「令和7年産米の価格高騰」「物価高」「原油上昇」等により、経営環境の厳しさが継続することが見込まれます。

大学生協事業はキャンパスに学生教職員が滞留し利用する事業であり、そこに重点的な投資を行ってきました。特に2015年度から2019年度は、建物の寄付を含め、大型の投資を継続し、2020年の中央図書館店、2021年のセブンイレブン店と投資が続きました。その結果、生協の利用回数は、コロナの影響を除くと、全体として増加を継続していました。2025年度の生協事業の利用人数は前年より約17万人(回)減となり、前年から減少が続いています。コロナ禍を経て、変化(減少)したキャンパス滞校率は少しずつ増加していますが、2019年対比利用人数は▲30%減の状況(セブン除く)です。2026年度も物価高等が続き、様々な商品サービスの価格上昇が想定され、利用に合わせた営業時間と投下労働時間を構築し、影響を最小限にしていけることが求められます。

2. 2026年度の事業課題と対応方針

2025年度は約5千万円の赤字決算となり、累積欠損金は5億円を超えていることから、早急に単年度黒字経営を実現することが大きな事業課題です。

受験時を含めた早期広報や提案力向上による新学期事業の強化とLINE広報や大学生協アプリによる広報強化により通常の利用を広げます。また、書籍割引運用の適正化等、生協組合員加入を進めます。

引き続き、営業時間等見直しや業務効率化によるコストコントロールに努めながら、学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め組合員の利用を広げていきます。

① 学生生活に寄り添った生協からの情報提供を強め、組合員の利用を広げていきます。

- 1) 先輩から後輩へ情報発信する場面を増やし、組合員の利用増加と豊かなコミュニティづくりを進めます。
- 2) ポイント還元商品の提案を強化します。
- 3) LINE 広報や SNS、DM 等に加え、大学生協アプリによる学生生活を踏まえた情報提供を強め、組合員の利用を広げます。
- 4) 学生生活支援の一環として、学生組合員を対象に100円夕食の実施を継続します。また、生協組合員加入を進めます。
- 5) 受験時広報の強化と早期からのLINE広報により、入学前説明会の参加者数を増やし、先輩から後輩に学生生活の情報を伝え、新入生対応の強化を行います。
- 6) 2026年1月に食堂メニュー価格を改定しており、学生生活支援の点から、2026年度食堂メ

ニュー価格の改定は予定していません。ただし食材の値上がりは継続しており、メニュー編成等の内部努力で対応しきれない場合には、組合員の理解を得ながら改定を検討します。

- ② 通常期と閑散期の営業計画を不断に見直し、大学と組合員の理解を得ながら、持続可能かつ適切な営業時間を模索します。また、生活支援施設の運営事業者公募への対応も持続可能性を考慮した対応を進めます。

- ③ 安定経営のため収入に対応した投下労働の指標として適切な労働分配率(人件費を事業総剰余金で除した比率)を65%とし、早期の実現を目指します。2026年度は生協全体で69.1%を計画していますが、体制見直しや残業削減、業務効率化に取り組み、よりコストコントロールを強めます。

2023年度実績 合計81.1% 購買店62.2% 食堂73.3% セブン51.9%

2024年度実績 合計75.7% 購買店62.9% 食堂64.7% セブン53.8%

2025年度実績 合計71.8% 購買店67.8% 食堂65.4% セブン59.7%

2026年度予算 合計68.1% 購買店60.6% 食堂64.5% セブン55.9%

65%目標 合計64.8% 購買店59.5% 食堂60.0% セブン57.0%

※23実績、24実績の法定福利費は本部で計上しています。25実績は各店計上です。

2026年度は、2025年度に成果があった取り組みを一層強めながら、下記の2つのポイントにおいて様々な取り組みを行います。

- 1) 組合員ニーズを踏まえながら、事業総剰余金の確保や増加する方法を見出します。
 - 受験時を含む早期広報や提案力向上による新学期事業の強化
 - 九大生の学びや未来を応援する事業(講座事業等)の強化
 - LINE 広報の早期化及び通常化と大学生協アプリの活用
 - 物価や食材費変動への適切な価格対応、新たな食生活サポートサービスの検討
- 2) 正規職員、定時職員ともに残業を減らす運営方法を見出します。
 - 従来作業の効率化や見直し
 - セルフレジや需要予測システム活用による業務効率化
 - 利用の少ない既存サービスの見直しや廃止
 - 閑散期(朝・夜・長期休暇)の営業時間や体制の見直し

3. 2026年度の活動方針

様々な所属の組合員と大学に協同組合の価値を広め、組合員が愛着を持って参加し運営する私たちの生協づくりをすすめます。

- ①「出資」「利用」「運営」を意識した企画運営を行います。
 - 従来の企画を、「出資」「利用」「運営」のいずれか(あるいは全て)の点から見直しを検討します。
 - (仮称)総代ミーティングの年間を通じた定期開催を検討します。
- ②先輩から後輩へ大学生活を伝え、大学生活での体験を豊かにします。
 - オープンキャンパスから受験生、新入生対応を進めます。
 - 在校生からアンケートを取得し、受験生や新入生へデータを用いた情報提供を検討します。
- ③事故や病気の啓発を通じて、九大生の健康意識を向上させ、たすけあいの輪を広げます。

- 健康フェスタを開催し、楽しみながら九大生の健康意識の向上を図ります。
- 事故や病気の啓発を通じて、自身が共済に加入しているか確認できる機会を提供します。

【2】2026年度予算案

1. 総供給高(書籍の値引きを加えた売上、税抜)は、主に情報機器類、ソフト、学内講座、書籍、食堂分類等の利用伸長により24億8,749万円と実質1億2,308万円増加(セブンイレブン店を除く)する計画とします。予算上は、セブンイレブン店の供給予算は0円とし、セブンイレブン本部の作成する決算の剰余と営業費を事業外収入として計上します。営業費分は費用に計上します。2026年度決算を提案する次年度の総代会議案や税務申告は供給高を加え、生協会計と合体するようにします。
2. 供給値引きは「書籍分類の割引」「ポイント利用」の合算。ミールプリペのプレミア分は供給高を減算する処理をしています。
3. 供給剰余金は、情報機器類、食堂分類、学内講座等の利用伸長と新学期PCサポートの有料化、ミールプリペのプレミア額減少で6,411万円の増加を計画します。共済収入は加入者数維持を計画し、その他手数料収入は、新築物件がないことから不動産紹介手数料の減少を計画します。以上の3つの事業の基本収入は合計(事業総剰余金)では、5,482万円の増加を計画します。
4. 人件費は、前年対比928万円増加で計画します。役員報酬は常勤役員2名の年間報酬を予算に含んでおり、上限額になります。正規職員は、人員減と残業のコントロールにより▲312万円の減少を計画します。定時職員給与は、2025年度に比べ、残業のコントロールと最低賃金改定の影響を考慮した時給改定を見込み、763万円の増加を計画します。退職給付会計は、2026年発生 of 要支給額を計上し、2020年度取崩しに対応する積立は、特別損失で予算計上します。
5. 物件費は、前年対比▲727万円減少で計画します。減価償却費の一部計上見合わせの予算化、供給高と供給剰余金が増加することから事業連合委託費が447万円増加の計画です。電子マネー使用時に発生するポイントは、供給値引きで処理されるため広報費は減少します。ほかは、全般的に節約を進め、合計▲727万円減少を計画します。
6. 事業剰余金は▲6,394万円の赤字を計画します。その他の事業外収支(大学業務受託手数料やセブンイレブン店収入)を加えた経常剰余金で125万円の黒字を計画します。特別利益は、出資金の整理益を600万円見込んでいます。特別損失では、大学寄付分(亭亭舎・皎皎舎建物)等の前払い費用の償却は計上を見合わせ、退職給付会計の不足分のうち500万円を計上する。税引き後の最終剰余は105万円の収支均衡を計画します。

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

【1】2026年度損益予算

単位：千円

	勘定科目	2024年度実績	2025年度実績	2026年度予算	前年比(千円)	伸長率	備考
1	供給高	2,621,650	2,531,909	2,487,486	▲ 44,423	98.2%	予算にはセブンイレブン店の売上げ含まず
2	供給値引	26,791	26,861	31,114	4,253	115.8%	書籍の値引き、ポイント利用分
3	純供給高	2,594,859	2,505,048	2,456,372	▲ 48,676	98.1%	値引き後の供給高
4	供給剰余金	582,530	574,071	638,183	64,112	111.2%	原価を除いた利益
5	共済受託手数料収入	18,536	19,901	19,909	8	100.0%	加入者数増加を計画
6	その他手数料収入	48,419	66,330	57,027	▲ 9,303	86.0%	不動産関係手数料、ポイント還元補填等
7	その他事業収入計	66,955	86,231	76,936	▲ 9,295	89.2%	5+6
8	事業総剰余金	649,485	660,302	715,119	54,817	108.3%	4+7
9	役員報酬	16,297	14,616	17,100	2,484	117.0%	上限額を予算とする。専務理事交代予定
10	職員給与	124,226	97,964	94,845	▲ 3,119	96.8%	年間人員減、残業コントロール
11	定時職員給与	344,439	345,725	353,355	7,630	102.2%	残業コントロール、時給改定
12	退職給付費用	7,342	5,643	6,900	1,257	122.3%	退職給付計画に基き計画、不足分は特別損失
13	法定福利費	51,595	55,238	56,520	1,282	102.3%	健康保険料・厚生年金等の事業主負担
14	厚生費	6,120	5,271	5,012	▲ 259	95.1%	正規職員の交通費・健康診断等
15	人件費合計	550,019	524,457	533,732	9,275	101.8%	
16	教育文化費	1,197	1,517	1,341	▲ 176	88.4%	学生組織の組合員向け宣伝物・企画費用
17	広報費	10,576	10,436	6,685	▲ 3,751	64.1%	業務用宣伝物の費用・ポイント利用分は値引処理
18	消耗品費	22,494	20,995	18,691	▲ 2,304	89.0%	少額の備品等
19	物流費	11,219	10,144	8,094	▲ 2,050	79.8%	食品物流費など
20	車両運搬費	1,333	1,718	2,300	582	133.9%	配送費など
21	貸倒引当金繰入	▲ 100	0	0	0	#DIV/0!	洗い替え
22	ポイント引手金	0	550	0	▲ 550	0.0%	25実績は2月ポイント利用分
23	施設維持管理費	9,089	8,004	5,865	▲ 2,139	73.3%	食堂厨房機器の修理など
24	減価償却費	20,557	17,776	19,833	2,057	111.6%	投資のうち、固定資産の償却
25	賃借料	4,044	5,568	3,993	▲ 1,575	71.7%	旅行端末及び学研都市駅店、学内1店舗の賃料
26	水道光熱費	45,057	42,597	45,874	3,278	107.7%	25実績は一部計上期づれ
27	保険料	733	645	645	0	100.0%	在庫等の火災保険、盗難保険、自動車保険
28	委託料	38,996	46,354	43,279	▲ 3,075	93.4%	主にシステム費用
29	研修採用費	1,313	979	931	▲ 48	95.1%	主に定時職員の募集費用
30	調査研究費	398	317	293	▲ 24	92.4%	調査及び資格関係の取得費用
31	会議費	100	48	27	▲ 21	56.8%	
32	諸会費	9,385	9,698	9,698	0	100.0%	大学生協連等の会費
33	渉外費	0	19	14	▲ 5		
34	租税公課	2,967	2,574	2,753	179	107.0%	固定資産税・固定資産償却税・印紙税
35	通信交通費	5,940	6,132	5,610	▲ 522	91.5%	電話代・切手代
36	雑費	4,828	4,236	2,643	▲ 1,593	62.4%	クレジット精算費用・振込手数料
37	事業連合委託費	67,474	62,290	66,756	4,466	107.2%	供給高や供給剰余金によって変動する
38	物件費合計	257,600	252,593	245,325	▲ 7,268	97.1%	
39	事業経費合計	807,619	777,050	779,057	2,007	100.3%	15+37
40	事業剰余金	▲ 158,133	▲ 116,748	▲ 63,938	52,810	54.8%	事業による利益(8-38)
41	事業外収益	76,948	70,264	68,958	▲ 1,306	98.1%	24年から大学業務受託手数料、セブンイレブン店収入
42	事業外費用	5,335	4,753	3,775	▲ 978	79.4%	事業以外の支出、大学への寄附等
43	経常剰余金	▲ 86,520	▲ 51,237	1,245	52,482	-2.4%	39+40-41
44	特別利益	139,687	7,351	6,000	▲ 1,351	81.6%	組合員出資金整理益
45	特別損失	12,705	5,161	5,000	▲ 161	96.9%	退職給付会計不足分計上
46	税引前当期剰余金	40,462	▲ 49,046	2,245	51,291	-4.6%	42+43-44
47	法人税等	1,193	1,193	1,193	0	100.0%	
48	当期剰余金	39,269	▲ 50,239	1,052	51,291	-2.1%	

※役員報酬は、総額の上限の範囲内で、役員報酬規則に基づき支給します。
 ※セブンイレブン店は、売上を予算計上せず、セブンイレブン本部の作成する決算の剰余金高相当に、
 営業経費を加えたものを事業外収入として計上しています。
 ※セブンイレブン本部の作成する決算書の営業費は、費用として計上します。
 ※2025年度の決算には、セブンイレブン店の売上1億6,750万円を供給高に加えています。
 ※2026年度供給高予算は、実質的に1億2,308万円増加する予算としています。

【2】2026年度 主な分類別の供給予算

商品分類	2024年度実績	2025年度実績	2026年度予算	前年差
文具	7368万円	6839万円	6822万円	▲17万円
情報機器	6億8265万円	6億4437万円	7億1824万円	7387万円
パソコンソフト	7921万円	8711万円	9548万円	837万円
衣料・スポーツ	1852万円	1900万円	1892万円	▲8万円
家具・家電	666万円	608万円	658万円	50万円
食品・菓子	8072万円	7840万円	8080万円	240万円
パン・米飯	9855万円	1億0848万円	1億1063万円	215万円
飲料・デザート	1億2214万円	1億1698万円	1億1765万円	67万円
官製品	1380万円	1169万円	1213万円	43万円
物販その他	4359万円	3914万円	3944万円	30万円
その他購買諸品	2619万円	2638万円	3878万円	1240万円
購買部門	12億4571万円	12億0603万円	13億0688万円	1億0085万円
自動車学校	1億0552万円	8955万円	9143万円	188万円
海外旅行	3166万円	2691万円	1652万円	▲1039万円
国内旅行	5999万円	4998万円	3715万円	▲1283万円
その他旅行サービス	3315万円	3520万円	3802万円	281万円
サービス部門	2億3032万円	2億0165万円	1億8312万円	▲1853万円
書籍	2億5593万円	2億3467万円	2億4745万円	1279万円
電子書籍	42万円	629万円	1194万円	565万円
スタディガイド	2116万円	972万円	1028万円	56万円
学内講座	4143万円	3763万円	5044万円	1281万円
その他	1308万円	1023万円	1001万円	▲22万円
書籍部門	3億3202万円	2億9854万円	3億3012万円	3159万円
メニュー	5億9839万円	5億9331万円	6億0506万円	1174万円
テイクアウト弁当	6604万円	5549万円	5403万円	▲147万円
その他	797万円	878万円	828万円	▲50万円
食堂部門	6億7240万円	6億5759万円	6億6736万円	977万円
セブンイレブン店	1億6829万円	1億6750万円	0万円	▲1億6750万円
全体合計	26億4873万円	25億3131万円	24億8749万円	▲4382万円

第3号議案 役員選挙の件

定数	理事	23名(定款は21名以上25名以内)
	監事	5名(定款は3名以上5名以内)

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

第4号議案 役員報酬決定の件

1. 提案の内容

役員の間年報酬について、下記の総額の範囲で理事会が定める役員報酬規則及び役員退職金規則にもとづいて支給すること、及び、各役員の間報酬額・支給方法などについては、理事に関しては理事会に、監事に関しては監事の協議に委ねることを提案します。

(1) 理事(23名)の間報酬 総額 1,668 万円

このなかには常勤役員である専務理事・常務理事の計2名の間年報酬を含んでいます。

(2) 監事(5名)の間報酬 総額 42 万円

なお、本議案について、本旨に反しない範囲での字句の修正を理事会に一任します。

2025年度 九大生協そしき部 活動報告

文責:九大生協そしき部2025年度部長
経済学部経済工学科3年 岸本 竜一

1.そしき部とは

そしき部は、九州大学生協同組合の下で活動する学生団体で、正式名称は「九大生協そしき部」といいます。九大生協の組合員がより良い生活を送れるように学生目線から日々様々な活動を行っております。

2.2025年度活動方針

- 部員一人ひとりが主体的に行動し、互いを尊重しながら活動を続ける。
- 組合員にとって価値ある企画を届け、そしき部の存在意義を高める。
- そしき部・職員一体となって、連携しながらあらゆる層に九大生協のファンを作る。

2025年度は、コロナ禍以来最大規模の部員の人数となりました。そしき部の規模拡大に伴い、他大学生協のそしき部(学生委員会)との連帯活動(セミナー等)に多くの部員が参加し、その経験や知識を活動に活かしています。また、今年度はそしき部・職員が一体となって新学期事業の推進をテーマに、入学前説明会や新入生向け交流会「たまごからひよこへ」を連日運営するなど、活動の幅をさらに広げることができました。部内においても、現状に対して頻繁に議論を行い、積極的に意見交換を行ったほか、部員1人1人の意見をより反映できる体制づくりを行いました。今後とも組合員の声の収集・分析をより強化し、実際に活動に活かされることが望まれます。

3.2025年度の主な活動内容

8月 オープンキャンパス企画【対象:高校生・保護者】

今年度も大学の学務と連携して、オープンキャンパスの運営を行いました。

- ① 特設HPを作成し情報発信を行いました。
- ② リーフレットを作成し、2日間のオープンキャンパスで計12,000部を配布しました。
- ③ バイト事情や九大の魅力、部員が受験生の時の勉強法などを14個のポスターにまとめ、展示しました。
- ④ 保護者向け説明会・高校生向け説明会・個別相談会を行い、学部のオープンキャンパスを補完する形で受験生とその保護者のニーズに応えることができました。
- ⑤ 参加者に受験への士気を高めてもらうため絵馬を書けるスペースを設置しました。
- ⑥ 皎皎舎店でそしき部員のメッセージ付きの赤本や参考書の販売を初めて行いました。
- ⑦ 生協食堂の誘導を行い、混雑解消に努めました。

今年度も昨年度に引き続き、保護者向けと高校生向けの2つの説明会を開催し、それぞれのニーズにあったものを提供しました。その結果、昨年度よりも説明会や相談会への参加者を増やすことができました。多くの高校生や保護者に九州大学をPRできたと考えています。

9月 秋の教科書共同購入2025【対象:学部1年生】

学部1年生が後期の基幹教育で使用する教科書・教材を購入してもらう企画です。今年度も白衣の共同購入を実施し、組合員の皆様にお得に教科書・白衣を購入いただきました。

9月 健康フェスタ【対象:学部1年生】

教科書を購入してもらう地下食堂すぐ横のテラスで、健康フェスタ企画も実施しました。より多くの組合員の方に参加してもらうため共同購入の日に同時開催としております。「飲酒体験ゴーグル」、「肌年齢チェッカー」、日頃の栄養バランスのチェックを手軽に行える「ベジチェック」を用意し、組合員の皆様に体験していただきました。また、共済に関するチラシを共同購入の説明の際に机上配布したり、塩分チャージやお茶、ゼリーの配布を行ったりしました。

11月 九大祭出店【対象:組合員全体】

今年の九大祭ではそしき部は団子の屋台を出店しました。また、今年度からS&Rはそしき部の担当ではなくなりました。

12月 九大生応援市2025【対象:組合員全体】

JA糸島さんをはじめとした地域の方々と協力し、地元で採れた農作物(大根、米など)やその他食料品(卵、米、うどんなど)、日用品(マスク、生理用品など)を提供しました。例年の盛況を受けて本年度も事前申し込みによる入場券を導入し、一定の効果を上げました。当日は例年通り大盛況となり、地下食堂から長蛇の列ができるほどでした。また、今年度は新たにリーフレットを作成し、列に並んでいる方に参加団体の情報を載せたリーフレットを配布しました。SNSで参加団体の紹介も行い、参加団体や九大生応援市について多くの方に知っていただきました。

12月 健康フェスタ【対象:組合員全体】

今年度は応援市と同日開催で甘酒等を配り、さらに別日には事故予防のため、無料の自転車点検会も行いました。

2月 さきどり2026【対象:2026年度総合型選抜入試・学校推薦型入試・国際入試合格者】

早期合格者ならではの不安や疑問を解消するため、早期合格者の同級生や上級生を集めた交流会を行いました。オンライン回を1日、対面回を2日開催し、合格者の約3分の2に当たる方々に参加していただきました。対面開催においては生協食堂を実際に利用する機会も設けました。また、早期合格者限定のコミュニティとなるオープンチャットも作成し、交流会当日以外でも、合格者同士で交流をしたり、そしき部の責任者組による質問対応を行ったりする場となりました。全体を通して高い満足度を得ることができ、より早期合格者に寄り添えた企画になったのではないかと感じております。

2月 下見企画2026【対象:2026年度九州大学 前期試験 受験生・保護者】

九州大学前期試験の前日に、博多駅から伊都キャンパスまでツアー形式で案内を行いました。また、伊都キャンパスと病院キャンパスでは、受験会場の下見にくる受験生及び保護者に対してパンフレットの配布や質問対応を行いました。悪天候もあり、前年度と比較して参加者が減少する結果となりましたが、参加者の反応はおおむね好評でした。また、前年度と違い、大学が設定する「公式下見日」が本企画実施日と重複しており、大学建物内の立ち入りも可能となりました。

3月 入学前説明会2026【対象:2026年度新入生及び保護者】

2月中旬から3月下旬にかけて、新入生やその保護者の不安を解消するために、大学生活や九大生協の各種サービスについての説明を行いました。説明会後は参加者が個別または集団での部員への相談会を開催しました。昨年度と同様にオンライン・対面両形式での開催を実現し、全部で15日程、27回開催しました。今年度の参加者は昨年度の680世帯から大きく増加し、1,582世帯となりました。今年度新たに、対面開催の説明会では、パソコンの予約・即日購入を可能にしたり、新入生とそのご家族向けに食堂体験を実施したりすることで、説明会と生協サービスとの繋がりを強めることが出来ました。

4月 たまごからひよこへ2026【対象:2026年度新入生】

2026年度に入学する新入生を対象に、地下食堂で交流イベントを実施しました。実施にあたっては、在校生に対して班内の進行をお願いするとともに、所属する部活動・サークル等の紹介もしていただきました。今年度は4/2に基幹教育ガイダンス、4/3に入学式と例年より学年歴の都合上、4/2に夜の部を開催するという新たな試みに挑戦しました。参加者の反応は良好で、ヘルパーさんは昨年度の約2倍にあたる305名、参加者も昨年度から300人以上増加した1,153名の方にご参加いただきました。

4月 春の教科書グループ購入2026【対象:2026年度新入生】

新入生が前期に受講する基幹教育科目のうち、必修科目となっている教科書や教材を購入していただくイベントです。上級生の総代を中心に運営の補助をお願いし、クラス内役職の決定を行うとともに、クラス写真の撮影も行いました。今年度から大学生協アプリでの決済に対応しています。

4月 そしき部新歓交流会・講習会・「もぎぶか」【対象:2026年度新入生】

そしき部の新歓企画の一環で行いました。新入生と部員が交流したり、そしき部の活動の様子を伝えたり、実際に部会の雰囲気を知ってもらったりしました。また、新歓用にLINEオープンチャットの運用を行い、随時情報発信を行いました。

5月 おいでよそうだいの森2026【対象:2026年度1,2年総代】

総代の役割や責任を知っていただき、総代会の重要性、さらには九大生協の取り組みについて知ってもらう勉強プログラムを予定しています。また、学年を超えて総代同士の繋がりを持ってもらうために、交流できるプログラムも予定しています。それらを通して総代会への積極的な出席を促すとともに、企画終了後も九大生協に深く関わってもらうための契機を提供することを目標としています。

通年 新入生応援情報誌『WEDGE』【対象:2026年度新入生】

入学前に不安を解消してもらうこと、入学後の学生生活に期待を抱いてもらうことを目的とした新入生応援情報誌を作成し、入学準備応援パックに封入して新入生の生活に役立つ情報を発信しました。また、WEDGE本誌に掲載できなかった内容や追加情報をまとめたサイト『webWEDGE』も作成しました。 →URL:
<https://webwedgequ.studio.site/>

通年 店舗活動等【対象:組合員全体】

主に皎皎舎店と連携して、年間を通じて様々な企画を行いました。ポッキーの日やクリスマスには対象商品購入者にくじ企画などを行いました。また、利用者懇談会にて総代の方々から提案があったセブンイレブン店への大学生協アプリの導入は3月に実現しました。読書推進企画においては皎皎舎店だけでなく、中央図書館店とも共同でポップの設置や本の処方箋企画等を実施しました。

九大生協経営再建プラン

専務理事 峰田優一

【1】はじめに

1. 2024年度決算案について

・24決算経常剰余金は実績▲8,651万円で予算差▲3,457万円（前年差+1,481万円）となりました。ここから特別利益として組員出資金の整理益と土地売却益を計上し、特別損失として退職給付会計取り崩し補填等を計上し、税引前当期剰余金では4,048万円の黒字です。

➤公認会計士と相談し、建物寄附償却1,400万円（特別損失）の計上を、経営再建期間（3年間想定）は見合わせることにしました。※24決算反映済

➤公認会計士と相談し、減価償却費も償却上限額より約1,100万円減額し償却しました。

※24決算反映済

・24年度末累積欠損金は約4億6,800万円（毀損率87.7%）であり、25年度も24年度と同様の赤字額の経常剰余金だった場合、債務超過（組員出資金総額を累積欠損金を上回る状況）となり、事業継続を危うくします。25年度は経常剰余金1,800万円の赤字予算であり、24年度から大きく単年度の赤字額を改善する計画です。※25年2月末出資金5億3,341万円

25年2月累計経常剰余金(3/23時点)							
単位：千円	前年実績	予算	本年実績	前年増減	予算増減	予算達成率	前年最終実績
購買店合計	39,455	72,273	59,781	20,326	▲12,492	82.7%	39,455
食堂合計	▲1,290	37,765	61,936	63,226	24,171	164.0%	▲1,290
セブンイレブン	14,541	14,792	14,340	▲201	▲452	96.9%	14,541
本部合計	▲154,030	▲176,775	▲222,577	▲68,547	▲45,802	125.9%	▲154,030
会員合計	▲101,324	▲51,945	▲86,520	14,804	▲34,575	166.6%	▲101,324

2. 2024年度の概要について

・23年10月1日に、「食堂メニュー・生協弁当」の価格改定を実施し、24年度は価格改定効果が1年間表れることになりました。加えて、投下労働時間のコントロール、不採算食堂の営業時間見直し（アグリダイン）や業態変更（L-Cafe）が進み、食堂事業の損益は大きく改善しました。食堂経常剰余金合計では約6,323万円の改善につながりました。

➤米価格高騰により価格改定時期を早め、25年1月に24年食堂価格に対し基本+15%を目安とし、主要メニューの価格改定を行っています。

・購買系事業は、新学期事業や教習所、校費利用の拡大を目指しましたが、維持減少に留まり、経常剰余金予算達成には至りませんでした。新たに始めたPC講座やSGの利用は伸ばしています。事業構造見直しの一環として、不動産事業を損益上の単独店とし、「仲介件数」の比率を向上させることを目指しています。

・食堂経常剰余金が購買店合計（セブン除き）を上回り、購買店の事業構造見直しが課題になりました。

3. 2025 年度損益予算

・経常剰余金 0 円の予算を目指しましたが、▲1,800 万円の赤字予算です。

※2015 年度決算以降、事業剰余金黒字を実現した年はありません。※14 年度事業剰余黒字が最後

25 経常剰余金予算案							
単位：千円	23実績	24予算	24実績	理想予算	二次予算	25予算案	24実績差
購買店合計	39,455	72,273	59,781	96,548	88,350	67,579	7,798
食堂合計	▲1,290	37,765	61,936	97,289	101,009	80,851	18,915
セブンイレブン	14,541	14,792	14,340	16,000	16,461	15,606	1,266
本部合計	▲154,030	▲176,775	▲222,577	▲209,831	▲225,457	▲182,036	40,541
合計	▲101,324	▲51,945	▲86,520	6	▲19,637	▲18,000	68,520

【2】経営再建プラン案

0、経営再建期間は 3 年間(25 年～27 年)とし、コロナ禍後のキャンパス状況に適した事業構造を構築し、組合員と大学、生協職員に信頼される組織を実現します。

1、適切な労働分配率を段階的に実現し、持続可能な事業構造構築を目指します。

(1)最終的に目指す労働分配率は全体 60%とし、各部門の目指す労働分配率を設定します。

①25 予算をベースにすると、労働分配率 65%で税引前剰余金黒字 293 万円になります。

経営再建期間のうちに労働分配率 65%を実現します。

➢労働分配率 69.1%で税引前剰余金▲3,000 万円 ※25 年予算案

➢労働分配率 65%で税引前剰余金黒字 293 万円

➢労働分配率 63%で税引前剰余金黒字 1,912 万円

➢労働分配率 60%で税引前剰余金黒字 4,339 万円

②各部門の目指す労働分配率案

➢購買 64.9%、セブン 58.4%、食堂 64% 全体 69.1% ※25 年予算

➢購買 59.5%(▲1,736 万円)、セブン 57%(▲65 万円)、食堂 60%(▲1,624 万円) 全体 64.8%

➢購買 57%(▲804 万円)、セブン 56.5%(▲23 万円)、食堂 58.5%(▲609 万円) 全体 63.1%

➢購買 54%(▲964 万円)、セブン 48%(▲471 万円)、食堂 56.5%(▲811 万円) 全体 60.3%

③経営再建期間の損益想定

・25 想定^①の供給高及び供給剰余金は、現状(3 月)を踏まえて下方修正しました。

➢26 想定、27 想定^②の供給高及び供給剰余金は、25 想定から上乘せしています。

・25 想定^①の人件費には、残業削減や投下労働時間コントロールによる影響は加味していません。

➢26 想定、27 想定^②は実現したい労働分配率から算定しています。

・25 想定^①の物件費は、減価償却費の一部減額を 24 年に続き行っています。

➢26 想定^②は減価償却上限額の減少と減価償却費の一部減額を行っています。

➢27 想定^③は減価償却上限額の減少のみ加味しています。

経営再建プラン損益計算書

九州大学生協同組合

科目	2019年度実績	2024年度実績	2025年度予算案	2025年度想定	2026年度想定	2027年度想定
1 総供給高	29億8038万円	24億5336万円	27億1675万円	25億8675万円	26億3675万円	26億8675万円
2 供給剰余	6億9101万円	5億8253万円	6億6108万円	6億3108万円	6億4308万円	6億5508万円
3 手数料収入	6660万円	6696万円	7289万円	7289万円	7289万円	7289万円
4 事業総剰余(事業収入=2+3)	7億5761万円	6億4949万円	7億3397万円	7億0397万円	7億1597万円	7億2797万円
5 人件費	5億5022万円	5億5002万円	5億6090万円	5億4890万円	5億3009万円	5億2207万円
6 物件費	2億2138万円	2億5760万円	2億6527万円	2億5427万円	2億5217万円	2億5787万円
7 事業経費合計(=5+6)	7億7160万円	8億0762万円	8億2617万円	8億0317万円	7億8226万円	7億7993万円
8 事業剰余金(=4-7)	▲1399万円	▲1億5813万円	▲9220万円	▲9920万円	▲6629万円	▲5197万円
9 事業外収入	1075万円	7695万円	7521万円	7521万円	7521万円	7521万円
10 事業外費用	515万円	533万円	101万円	101万円	533万円	101万円
11 経常剰余金(=8+9-10)	▲839万円	▲8651万円	▲1800万円	▲2500万円	359万円	2223万円
12 特別利益	513万円	1億3969万円	600万円	600万円	600万円	600万円
13 特別損失	1400万円	1270万円	1900万円	500万円	500万円	1900万円
14 税引前当期剰余金(=11+12-13)	▲1726万円	4048万円	▲3100万円	▲2400万円	459万円	923万円
労働分配率(=5/(4+9))	71.6%	75.7%	69.3%	70.4%	67.0%	65.0%
供給剰余率	23.2%	23.7%	24.3%	24.4%	24.4%	24.4%
事業総剰余率	25.4%	26.5%	27.0%	27.2%	27.2%	27.1%
人件費率	18.5%	22.4%	20.6%	21.2%	20.1%	19.4%
物件費率	7.4%	10.5%	9.8%	9.8%	9.6%	9.6%
経常剰余率	-0.3%	-3.5%	-0.7%	-1.0%	0.1%	0.8%

(2)上記具体化のためのポイント

- ◎全体としては、25 予算よりも事業総剰余金増加は難しいことを前提に、労働分配率を適正にすることを基調とします。
- ①正規職員の残業削減と定時職員の労働時間をコントロールします。
- 正規残業削減～24 年度残業時間 7,309 時間(24 名/前年比▲947 時間)
 - 閑散期、閑散時間帯の営業時間や営業日を見直します。
 - 段階的に取扱事業の縮小(旅行、一般保険、書籍)を行います。
 - 従来の体制が確保できなくなることを見越し、事業連合メニューの段階的な導入を進めます。
- ②正規職員業務のマルチタスク化とパート化を進めます。
- 正規職員は複数の店舗あるいは部門を超えた店舗のマネジメントが担えることを目指します。
 - これまで正規職員が担ってきた教科書業務などをパート職員業務に移行します。
- ③段階的に正規職員数の適正化と適正な配置を行います。
- 事業連合(九州地区・広域)や他の会員との人事交流(出向・移籍・受入)を行うことで、正規職員の力量向上と事業強化を図ります。
 - 上記の具体化のために、専務理事による正規職員面談を行います。
 - 当面の間、正規職員の採用を見合わせます。
 - 九大生協全体の適正な正規職員数は 13 名を暫定基準とし、購買系 8 名体制(5 名減少)、食堂 4 名体制(3 名減少)での運営を目指します。
- ④経営再建期間中は、累積赤字の拡大を防ぐため、あらゆる方法をとります。
- 減価償却費の一部と建物寄附償却(特別損失)の計上を 3 年間(24～26 年)見合わせます。

- 実質 2 期連続の多額の赤字損益による経営責任から、常勤役員報酬をさらに減額します。
- 経営再建期間中の正規職員一時金の削減(年間 2 ヶ月)を求めます。
～3 年想定,夏期 1.0 ヶ月/年末 1.8 ヶ月/年間 2.8 ヶ月～年間 1 千万円相当
- 連合会の支援・指導制度の活用を検討します。
- ⑤ 新学期事業において早期広報や提案を強化し、収入増加を図ります。
 - 連帯組織や他会員生協との実践交流を深め、新たな取り組みを進めます。
 - 校舎店(学研都市駅店)以外の職員も事業運営等に関わり、事業強化を図ります。

2、各部門の労働分配率適正化のための施策メモ

① 購買系

- ・ 通常店舗はパート職員運営へ移行し、適正な労働分配率を実現します。
- ・ 新学期事業(不動産含む),学び(キャリア)支援事業,校費事業(書籍含む)に正規職員を配置し、事業成長を図ります。
 - 正規職員の残業管理
 - 投下労働時間削減
～セルフジ^o導入、HDSR(需要予測システム)導入、閑散期体制、残業コントロール等～
 - 不採算店の営業及び運営見直し
 - 営業時間及び運営見直し～カウンタ業務見直し検討～
 - 海外旅行事業縮小検討
 - 店頭の書籍事業縮小検討
 - 特別な利用の向上～特に新学期事業の強化～
～新学期 PC 等、教習所、講座事業、SG、レンタル袴、校費センター等～

② セブンイレブン店

- ・ 九大生協らしいセブンイレブン店の運営を行うことで収入増加の具体化を図り、閑散期の運営見直しにより労働分配率の向上を進めます。(加えて安定運営)
 - 閑散期(土・日・祝)の運営体制見直し～閑散期のサービス縮小含む～
 - 正規職員の残業管理
 - 校舎店(あるいは食堂)との一体運営

③ 食堂

- ・ 計画的な価格改定により収入を確保し、投下労働時間を抑制することで適正な労働分配率を実現します。
- ・ 機械化と連合メニューの段階的な導入を進め、投下労働時間の抑制を進めます。
 - 不採算時間帯の営業及び運営見直し
 - 投下労働時間のコントロール
 - 非組合員価格設定

④ 本部系

- ・ 総務系業務の段階的な引継ぎを進め、業務負荷を分散させ、投下労働時間をコントロールします。
- ・ 新システム移行完了に伴い、経理系業務を見直し、投下労働時間を削減します。

資料集

- 九州大学生協定款
- 総代選挙規約
- 総代会運営規則
- 役員選挙規約
- 監事監査規則
- 役員報酬規則

九州大学生生活協同組合定款

目次

第1章	総則 (第1条～第5条)
第2章	組合員及び出資金 (第6条～第17条)
第3章	役職員 (第18条～第42条)
第4章	総代会及び総会 (第43条～第66条)
第5章	事業の執行 (第67条～第68条)
第6章	会計 (第69条～第81条)
第7章	解散 (第82条～第83条)
第8章	雑則 (第84条～第86条)
	附 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この生活協同組合（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この組合は、九州大学生生活協同組合という。

(事 業)

第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し又は生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 組合員のための旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (7) 組合員のための宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業に関する事業
- (8) 組合員のための保険業法に基づく保険代理店業
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

第4条 この組合の区域は、国立大学法人九州大学の職域とする。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を福岡県福岡市に置く。

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に通学又は勤務する者は、この組合の組合員となることができる。

- 2 この組合の区域の付近に住所を有する者又は区域内に勤務していた者でこの組合の事業を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

(1) 組合員たる資格の喪失

(2) 死亡

(3) 除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

(1) 1年間この組合の事業を利用しないとき。

(2) 供給物資の代金又は利用料の支払を怠り、催告を受けてもその義務を履行しないとき。

(3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総代会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、

その旨を通知するものとする。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合
は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足らないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、200円とし、全額一時払込みとする。

(出資口数の増加)

第16条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

- 2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1を超えたときは、4分の1以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。
- 3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。
- 4 第13条第3項の規定は、出資口数を減少させる場合について準用する。

第3章 役員

(役員)

第18条 この組合に次の役員を置く。

- (1) 理事 21人以上、25人以内
- (2) 監事 3人以上、5人以内

(役員選挙)

第19条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。

- 2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の5分の1以内の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。
- 3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代1人につき1票とする。

(役員)の補充)

第20条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員)の任期)

第21条 理事の任期は1年、監事の任期は1年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員)の任期は、前項の規定にかかわらず、補充した総代)会の日において現に在任する役員)の任期が終了するときまでとする。

3 役員)の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総代)会の終了のときと異なるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その総代)会の終了のときまでとする。

4 役員)が任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員)の数がその定数を欠くに至ったときは、その役員)は、後任者が就任するまでの間は、なお役員)としての権利義務を有するものとする。

(役員)の兼職禁止)

第22条 監事)は、次の者と兼ねてはならない。

(1) この組合)の理事)又は使用人

(2) この組合)の子会社等(子会社、子会社等及び関連法人等)の取締役)又は使用人

(役員)の責任)

第23条 役員)は、法令、法令に基づいてする行政庁)の処分、定款)及び規約)並びに総代)会の決議を遵守し、この組合)のため忠実にその職務)を遂行しなければならない。

2 役員)は、その任務)を怠ったときは、この組合)に対し、これによって生じた損害)を賠償する責任を負う。

3 前項)の任務)を怠ってされた行為)が理事会)の決議に基づき行われたときは、その決議)に賛成した理事)は、その行為)をしたものとみなす。

4 第2項)の責任)は、総組合)員の同意がなければ、免除することができない。

5 前項)の規定にかかわらず、第2項)の責任)は、当該役員)が職務)を行うにつき善意)でかつ重大な過失)がないときは、法令)で定める額を限度として、総代)会の決議によって免除することができる。

6 前項)の場合には、理事)は、同項)の総代)会において次に掲げる事項)を開示しなければならない。

(1) 責任)の原因となった事実)及び賠償)の責任を負う額

(2) 前項)の規定により免除)することができる額の限度)及びその算定)の根拠

(3) 責任)を免除すべき理由)及び免除額

7 理事)は、第2項)による責任)の免除(理事)の責任)の免除に限る。)に関する議案)を総代)会に提出するには、各監事)の同意を得なければならない。

8 第5項)の決議)があった場合において、組合)が、当該決議)後に同項)の役員)に対し退職慰労金(当該役員)が使用人)を兼ねていた期間)の使用人)としての退職)手当を含む。)を支給)するときは、総代)会の承認)を受けなければならない。

9 役員)がその職務)を行うについて悪意)又は重大な過失)があったときは、当該役員)は、これによって第三者)に生じた損害)を賠償)する責任を負う。

10 次の各号)に掲げる者が、当該各号)に定める行為)をしたときも、前項)と同様の取扱い)とする。ただし、その者が当該行為)をすることについて注意)を怠らなかつたことを証明)したときは、こ

の限りでない。

(1) 理事 次に掲げる行為

イ 法第31条の9第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらのものは、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のためにこの組合の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

第25条 総代は、総代の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続きをしないときは、監事は総代会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第26条 理事及び監事に対する報酬は、総代会の議決をもって定める。この場合において、総代会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総代会において、監事の報酬について意見を述べるができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第27条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下、「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、この組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事)

第28条 理事は、理事長1人、副理事長1人、専務理事1人及び常務理事若干名を理事会において互選する。

- 2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して、理事長に事故があるときは、その職務を専務理事とともに代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故があるときは、副理事長とともに、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序に従ってその職務を代行する。
- 6 理事は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

- 2 理事会は、この組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 6 理事は3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む)を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会及び総代会の招集並びに総会及び総代会に付議すべき事項
- (3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議事録）

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。

（定款等の備置）

第34条 この組合は、法令に基づき、以下に掲げる書類を事務所に備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 規約

(3) 理事会の議事録

(4) 総代会の議事録

(5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監査報告を含む。）

2 この組合は、法令の定める事項を記載した組合員名簿を作成し、事務所に備え置かなければならない。

3 この組合は、組合員又はこの組合の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得たこの組合の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

第35条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及びこの組合の使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

8 第29条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。

9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。

10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。

12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第36条 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の不正行為等の差止め)

第37条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第38条 第27条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

(1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において理事等という。）に対し、又理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合

(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(組合員の調査請求)

第40条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、監事に対し、この組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第41条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(職員)

第42条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総代会及び総会

(総代会の設置)

第43条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第44条 総代の定数は、200人以上250人以内において総代選挙規約で定める。

(総代の選挙)

第45条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第46条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第47条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第48条 総代の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任するまでの間は、その職務を行うものとする。

(総代名簿)

第49条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総代会の招集)

第50条 通常総代会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総代会の招集)

第51条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。

(総代会の招集者)

第52条 総代会は、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

2 理事長及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総代会招集の手続をしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。

(総代会の招集手続)

第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。

3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。

4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。

5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承

認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む）を提供しなければならない。

（総代会提出議案・書類の調査）

第54条 監事は、理事が総代会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総代会に報告しなければならない。

（総代会の会日の延期又は続行の決議）

第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第53条の規定は適用しない。

（総代会の議決事項）

第56条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
 - (2) 規約の設定、変更及び廃止
 - (3) 解散及び合併
 - (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
 - (5) 出資一口の金額の減少
 - (6) 事業報告書及び決算関係書類
 - (7) 連合会及び他の団体への加入又は脱退
- 2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
- 3 総代会においては、第53条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総代会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。

（総代会の成立要件）

第57条 総代会は、総代の半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 前項に規定する数の総代の出席がないときは、理事会は、その総代会の会日から20日以内にさらに総代会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。
- (2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。
- (3) 総代が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。
ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。
- (4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合。
- (5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

(議決権及び選挙権)

第59条 総代は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総代会の議決方法)

第60条 総代会の議事は、出席した総代の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

- 2 総代会の議長は、総代会において、出席した総代のうちから、その都度選任する。
- 3 議長は、総代として総代会の議決に加わる権利を有しない。
- 4 総代会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した総代の数に算入しない。

(総代会の特別議決方法)

第61条 次の事項は、総代の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 組合員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第23条第5項の規定による役員の実任の免除

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第62条 総代は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行うことができる。ただし、組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。
- 3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第53条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の名を書面に明示して、第66条又は第19条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。
- 4 代理人は、3人以上の総代を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(組合員の発言権)

第63条 組合員は、総代会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、総代の代理人として総代会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(総代会の議事録)

第64条 総代会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第65条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

- 2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したと

きは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならぬ。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総会の議決の日から1月以内にならなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総会の議決は、その効力を失う。

(総会及び総会運営規約)

第66条 この定款に定めるもののほか、総会及び総会の運営に関し必要な事項は、総会及び総会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第67条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。

(事業の品目等)

第68条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、学用品、日用品、食料品、衣料品、電気製品、家具、医薬品、たばこ、官製品、酒、その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の、食堂及び喫茶とする。

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、日本コープ共済生活協同組合連合会が行う学生総合共済事業、短期生命共済事業及び短期火災事業の業務の一部を受託する受託共済事業とする。

第6章 会計

(事業年度)

第69条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(財務処理)

第70条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第72条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(教育事業等繰越金)

第73条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第5号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に職域及び

地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の割戻し)

第74条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができる。

(利用分量に応ずる割戻し)

第75条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し（以下「利用分量割戻し」という。）は、毎事業年度の剰余金について、繰越欠損金をてん補し、第72条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第73条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額（以下「法定準備金等の金額」という。）を控除した後に、なお残余があるときに行うことができる。

2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の利用分量に応じて行う。

3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度利用した事業の分量を証する領収書（利用高券・レシート等）を交付するものとする。

4 この組合は、組合員が利用した組合事業の利用分量の総額がこの組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。

5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総代会の議決があったときは、速やかに利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告するものとする。

6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割り戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。

7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利用高券・レシート等）を提出してこれを行わなければならない。

8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書（利用高券・レシート等）によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。

10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。

11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度における事業の剰余金に算入するものとする。

(出資額に応ずる割戻し)

第76条 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し（以下「出資配当」という。）は、毎事業年度の

剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。

- 2 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
- 3 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割以内の額とする。
- 4 この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総代会の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告するものとする。
- 5 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総代会の終了の日から6箇月を経過する日までにこれをしなければならない。
- 6 この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
- 7 この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 8 この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総代会の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(端数処理)

第77条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他の剰余金処分)

第78条 この組合は、剰余金について、第74条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のてん補)

第79条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(投機取引等の禁止)

第80条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第81条 この組合は、この組合が定める規則により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解散

(解散)

第82条 この組合は、総代会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
 - (2) 合併
 - (3) 破産手続きの開始の決定
 - (4) 行政庁の解散命令
- 2 この組合は前項の事由によるほか、組合員（第6条第2項の規定による組合員及び第6条第

1項の規定による通学する者を除く。)が20人未満になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第83条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総代会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

(公告の方法)

第84条 この組合の公告は、この組合の事務所の店頭に掲示する方法により行う。

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行うものとする。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第85条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第86条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この組合成立の日(昭和35年10月14日)から施行する。

2 この定款は、昭和47年5月27日改定し、同日より実施する。

3 この定款は、昭和60年12月14日改定し、同日より実施する。

4 この定款は、平成2年5月26日改定し、同日より実施する。

5 この定款は、平成6年8月24日改定し、同日より実施する。

6 この定款は、平成20年7月17日改定し、同日より実施する。

7 この定款は、平成21年6月24日に改定し、同日より実施する。

8 この定款は、平成23年6月20日改定し、同日より実施する。

9 この定款は、令和3年6月9日に改定し、同日より実施する。

10 この定款は、令和4年10月1日から実施する。

総代選挙規約

(総則)

第1条 定款第45条規定する総代の選挙は、定款の定めのほかこの規約の定めるところによる。

(選挙区と定数)

第2条 総代の選挙区及び各選挙区ごとの総代の定数は、定款第44条の定める範囲内において理事会で定める。

(総代選挙管理委員会)

第3条 理事長は、総代選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て総代選挙管理委員を任命する。

2 総代選挙管理委員は、組合員の中から3人以上5人以内をもって構成する。

3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

4 総代選挙管理委員は、総代選挙管理委員会を構成する。総代選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。

5 総代選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の議決によって決する。

6 選挙の管理運営について、この規約に定めのないことは、総代選挙管理委員会が決定する。

7 総代選挙管理委員長は選挙の結果を理事会に報告する。

(選挙権及び被選挙権)

第4条 選挙権及び被選挙権を有する組合員は、総代選挙管理委員会の定める日に組合員名簿に登録されている者とする。

但し、役員及び総代選挙管理委員は、被選挙権を有しない。

(総代の選挙及び公示)

第5条 任期満了にともなう総代選挙は総代会の会日の30日前までに公告を行ない会日の14日前までに選挙を実施する。公告にあたっては次のことを組合員に公示する。

(1) 総代の選挙区と定数

(2) 候補者の受付期間と手続き方法

(3) 選挙期日・投票場所と投票方法

(総代候補者の受付)

第6条 総代に立候補しようとする組合員は、公示された立候補受付期間中に、組合の定めた立候補届出用紙に必要事項を記入し、総代選挙管理委員長に提出しなければならない。

2 組合員が総代候補者を推薦しようとするときは、その選挙区の組合員の中から本人の承諾を得て、前項の期間内に推薦を届け出ることができる。

(候補者の公示)

第7条 総代選挙管理委員長は、選挙期日の7日前までに、候補者受付期間に届け出のあった候補者の所属と氏名を、組合員に公示しなければならない。

(選挙運動)

第8条 選挙運動は、総代選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

2 選挙運動を行うにあたり、前項による選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(投票の方法)

第9条 候補者が定員をこえた選挙区は、組合員一人一票とし、無記名連記制によって選挙を行なう。

(当選者)

第10条 当選の決定は有効投票の多数の順による。但し、当選最下位者の得票数が同数の時は抽選により当選者を決定する。

2 候補者がその選挙区の定数以内であるときは投票によらないで当選とする。

- 3 候補者がその選挙区の定数以内であるときは、その選挙区の定数は当選した候補者の数とし、総代総数が定款に定める最低定数を満たさないときは定員割れとなった選挙区について再選挙を行なう。

(無効投票)

第11条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 定められた投票方法に違反したもの
- (3) 人名がなにびとか確認しがたいもの
- (4) 選挙される総代の氏名のほか、他事を記載したもの

(立会人)

第12条 委員会は、投票及び開票の際必要に応じて、選挙権を持つ組合員の中から立会人を選任する。

(当選の通知と公示)

第13条 選挙管理委員会は当選者が確定したときは当選者にその旨を通知し、かつ、当選者の所属、氏名を公示する。

(就任)

第14条 当選者は、前条による公告の翌日をもって総代に就任するものとする。ただし、前条による公告の3日後までに、当選者が書面をもって就任の辞退を総代選挙管理委員長に届け出た場合はこの限りではない。

- 2 当選者が就任を辞退した時、またはその資格を失った時は、次点のものを順に繰り上げ当選とする。
- 3 次点者の繰り上げによっても総代の定数に満たない場合は、第10条第3項を準用する。
- 4 前三項の規定は、任期途中における欠員についても適用する。

(異議申し立て)

第15条 選挙に関する異議は、当選の公示から7日以内に選挙管理委員会に対して書面をもって委員会に対しておこなう。

- 2 異議が正当であるか否かは選挙管理委員会において決する。
- 3 選挙管理委員会は第1項の異議が正当であるか否かを異議申立の日から5日以内に異議申立人に通知する。
- 4 異議が正当であり、かつ、それが個々の候補者の当選に影響するときは、選挙管理委員会は当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。
- 5 異議の理由が当該選挙区又は全選挙区の選挙に関わり、かつそれがその選挙の結果に影響するときは、選挙管理委員会は当該選挙区または全選挙区の選挙を無効とし、再選挙を公告しなければならない。

(補充)

第16条 選挙区の定数の5分の1を超えて総代が欠けた場

合において、総代会を招集しようとするときは、理事長は当該選挙区について補充選挙を実施しなければならない。

- 2 補充選挙については、前各条を準用する。

(細則)

第17条 選挙実施の細則は選挙管理委員会において別に定める。

(改廃)

第18条 この規約の改廃は、総代会の議決による。

附則1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。

- 2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和47年5月27日改正した九州大学生生活協同組合総代選挙規定を廃止する。

総代会運営規約

(総則)

第1条 この規約は、定款第66条に基づき、総代会の運営について定める。

- 2 法令、定款及びこの規約に特に定めがないときは、そのつど総代会で定める。
- 3 法令、定款及びこの規約に定めた事項のほかは議長が決する。

(総代の資格確認)

第2条 総代会に出席する総代は、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、総代証の交付を受ける。

- 2 定款第61条により総代から議決権の委任を受けた代理人は、委任状を組合に提出し、かつ、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。
- 3 書面で議決をする総代は、書面議決を総代会の開会までに組合に提出しなければならない。

(傍聴)

第3条 組合員は、組合員証及び身分証明書を組合に提示し、傍聴者証の交付を受けて傍聴する。

(資格審査委員会)

第4条 理事長は第2条及び第3条に関する審査を円滑に行なうため、理事若干名で構成する資格審査委員会をおくことができる。

(開会)

第5条 総代の出席者が定款第57条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行なう。

(議長の選出)

第6条 理事は、総代会にはかつて出席した総代の中から議長1名を選出する。

- 2 前項の選出に際し選挙を行なう場合は、拍手、挙手、又は投票による。
- 3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。

(書記)

第7条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて、書記若干名を指名する。

(議事運営委員)

第8条 議長は、役員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行なわせることができる。

(退場の制限その他)

第9条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。

- 2 出席した総代または代理人が、総代会の終了前に退席するときは、議長あるいは議事運営委員の許可を得なければならない。
- 3 総代会の出席者が退場によって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。
- 4 第2項に基づき退席する総代または代理人が書面議決書を提出した場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、これを有効として取り扱う。

(発言)

第10条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。

- 2 発言者は、議長の許可を得て、所属氏名を告げてから発言する。
- 3 傍聴席の組合員は、議長の許可を得て発言できる。
- 4 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。
- 5 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。

(質問に対する答弁)

第11条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。

2 総代の質問に対する答弁は、議案に関する質問については理事長またはその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する答弁を拒むことができる。

- (1) 質問が総代会の議事日程及び議案に直接関係がないと認められる場合
- (2) 答弁により組合員の共同の利益を著しく害する場合
- (3) 調査を要するため、直ちに答弁することが困難であると認められる場合。
- (4) 答弁により、この組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合
- (5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) その他正当な理由がある場合

3 理事または監事は、議長の許可を受けて職員等の補助者に説明をさせることができる。

(議事運営に関する動議)

第12条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について動議を提出することができる。

2 動議があったときは、議長はその動議を採決するか否かを議場にはからなくてはならない。但し、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないとして認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。

3 動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決し、書面による議決権の行使は認めない。

(修正動議)

第13条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、修正動議という。）を提出する場合には、総代5名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。

2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付きなければならない。

3 議長は、修正動議が提出されたときは、まず修正動議につきこれを決するものとし、2つ以上の修正動議があるときは、その趣旨が原案ともっとも異なるものから順次採択するものとする。

4 修正動議の提出者は、その議案が議題になった後でも、これを修正または撤回できる。

5 修正動議は実出席総代及び代理人の過半数によって議決する。

6 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。

(緊急動議)

第14条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。

2 前項に定める動議（以下、緊急動議という。）を提出するには、総代5名以上の賛同を得て、文書で議長に届け出るものとする。

3 緊急動議を採決する場合には、書面または代理人による議決権を加えないものとする。

(一事不再議)

第15条 否決または撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。

(特別委員会)

第16条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行なわせることができる。

2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。

3 委員長は、審議の経過及び結果を議長に報告する。

4 議長は、特別委員会の報告で必要により、採決・採択に付きなければならない。

(総代会の打ち切り、延期および続行)

第17条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、または続行することができる。

(討論の終結)

第18条 議長が議案の採決・採択を行なうことを宣言した後は、議案についての発言はできない。

(採決・採択の方法)

第19条 採決・採択は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。

- 2 総代と代理人は、総代証または代理人証を明示して採決・採択に応じなければならない。
- 3 議長は、開会後に書面議決書を開封し、議案ごとにその賛否を加えて採決・採択しなければならない。
- 4 議長は、採決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。
- 5 棄権票は出席総代の議決権数に算入する。表示された議決権行使の意思内容が不明である場合も同様とする。

(採決結果の宣言)

第20条 議長は、採決の結果を宣言しなければならない。この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することを要しない。

(秩序の保持)

第21条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。

- 2 議長は、無断で発言したり、議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。
- 3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。

(規定の準用)

第22条 本規約は、総会の運営について準用する。

(改廃)

第23条 この規約の改廃は、総代会の議決を必要とする。

附則

- 1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。
- 2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和47年5月27日改正した九州大学生協同組合総代会細則を廃止する。

役員選挙規約

(総則)

第1条 定款第19条により、総代会において役員選挙を行なう場合は、この規約の定めるところによる。

(選挙区及び定数)

第2条 選挙区及び定員は理事会において決定する。

(不適格者)

第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、破産手続き開始の決定を受け、復権していない者は役員としての被選挙権を有しない。

(役員選挙管理委員会)

第4条 選挙に関する事務は、役員選挙管理委員会を設けて行なう。

(役員選挙管理委員の選任)

第5条 役員選挙管理委員会の委員は組合員の中から理事会の指名にもとづいて理事長が任命する。

(役員選挙管理委員の定数)

第6条 役員選挙管理委員の定数は3人以上5人以内とし、理事会で定める。

(役員選挙管理委員の任期)

第7条 役員選挙管理委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

- 2 役員選挙管理委員が役員に立候補又は就任する場合は役員選挙管理委員を辞任しなければならない。

(役員選挙管理委員の構成)

第8条 役員選挙管理委員会は、役員選挙管理委員をもって構成する。

- 2 役員選挙管理委員は役員選挙管理委員長を互選する。
- 3 役員選挙管理委員会は役員選挙管理委員長が招集する。
- 4 役員選挙管理委員会は役員選挙管理委員の半数以上が出席することによって成立する。
- 5 役員選挙管理委員会の議事は、出席した役員選挙管理委員の過半数で決する。

(役員選挙管理委員会の任務)

第9条 役員選挙管理委員会は、定款に定めのあるもののほか、次の事項を行なわなければならない。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者の受付、締切及び公示
- (3) 投票及び開票の立ち会い
- (4) 当落の確認、総代会への当選人の報告及び当選者への通知
- (5) 違反行為のあった場合の当落の判定
- (6) 選挙録の作成
- (7) その他選挙に必要な事務

(選挙の公示)

第10条 選挙の公示は、定款第53条の総代会開催の公示をしようとする日の1週間前までに行ない、立候補の受付は5日間とする。(ただし、休日は日数として算定しない。)

(立候補の届出)

第11条 理事及び監事の立候補者となろうとするものは、第10条に規定する立候補受付期間内に、所定の用紙に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会まで届け出なければならない。

- 2 理事会は、理事及び監事の候補者を推薦することができる。理事会は、推薦する候補者を、第10条に規定する立候補受付期間内に、所定の用紙に必要な事項を記載して役員選挙管理委員会まで届け出なければならない。
- 3 次の者は立候補することができない。
 - (1)第3条に規定する者
 - (2)役員選挙管理委員

(重複立候補の禁止)

第12条 一つの選挙において、同一の候補者を理事候補者及び監事候補者に重複して立候補すること、並びに異なる選挙区の候補者に重複して立候補することはできない。

(選挙運動)

第13条 選挙運動は、役員選挙管理委員会があらかじめ定めた指示に従って行うことを要する。

- 2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。

(選挙)

第14条 総代会は登録された候補者の中から、選挙区ごとに役員を選挙する。

- 2 選挙は投票によるものとし、連記無記名制により行う。
- 3 当選は総代会出席者の過半数の信任を得た者の中から有効投票数の順により決する。ただし、得票最下位者の得票数が同数の時(当該得票数が有効投票の過半数である場合に限る。)は抽選により当選者を決定する。
- 4 出席者の過半数の信任を得た者が第2条による定数に満たない場合は、過半数の信任を得られなかった候補者につき再投票を行う。再投票の結果、なお過半数の信任を得た者が定数に満たない場合は、定款の規定の範囲内で定数を減ずる。
- 5 登録された役員候補者が、第2条による選挙区ごとの定数をこえない場合には、信任投票を行う。この場合、出席者の過半数の信任を得た者が信任された者とする。

(書面投票)

第15条 定款第62条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面を封筒に封入し、封筒に署名または記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行うことを要する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総代会の途中で退席する総代は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。

(無効)

第16条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1)所定の用紙を用いないもの
- (2)選挙される役員の氏名のほか、他事を記載したもの
- (3)人名がなにびとか確認しがたいもの

(投票の区分)

第17条 理事と監事の投票は、区別して行なう。

(就任辞退)

第18条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とする。

(退任)

第19条 総代が役員に就任したときは、総代を退任するものとする。

(再選挙)

第20条 役員の定数に足る当選者、又は就任者を得ることができないときは、理事長は、速やかにその人員不足について総代会を招集し、さらに選挙を行なわなければならない。

(補充選挙)

第21条 役員の一部が欠けた場合において、補充選挙を行うときは、前各条を準用する。

(定めのない事項)

第22条 この規約に定めのない事項が生じたときは、役員選挙管理委員会がこれを決定する。

(改廃)

第23条 この規約の改廃は、総代会において行なう。

附則1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。

2 この規約の発効した平成20年6月1日に昭和35年12月1日より施行し、昭和50年5月24日改正した九州大学生生活協同組合役員選挙規則を廃止する。

3 この規約は、改正し令和3年5月29日から実施する。

監事監査規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令及び定款に基づく監事の職務と監査に関する基準及び監事会の運営について定める。

(監事の基本姿勢)

第2条 監事は、法令及び定款並びに監事監査規則を遵守し、業務並びに会計に関する監査を行い、この組合の事業の発展に寄与するとともに、組合員の付託と要請に応じていかななければならない。

- 2 監事は、常にこの組合をめぐる状況等の把握に努めるとともに、不断に理事及び職員との意志疎通を図り、業務の実態を把握していかななければならない。
- 3 監事は、監査意見をまとめるにあたり、よく事実を確かめ、判断の合理的根拠を求め、正当な注意を払わなければならない。
- 4 監事はその職務を行うにあたり、常に公平不偏の立場を保ち、かつ、その職務を通じて知り得た事項について、その秘密保持も留意しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第3条 監事の職務及び権限は次の通りとする。

- (1) 消費生活協同組合法（以下「生協法」という。）第30条の3に定められた理事の職務の執行の監査及び監査報告の作成に関する事項、その他の事項
- (2) 生協法第31条の3に定められた理事が理事の損害賠償責任を免除する議案を総代会に提出するときの同意に関する事項
- (3) 生協法第31条の6に定められた役員の責任を追及する訴えにおいて、組合が理事等を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加する場合の同意に関する事項
- (4) 生協法第31条の7に定められた決算関係書類等の監査及び監査報告の作成に関する事項
- (5) 生協法第33条、第36条及び第47条の2に定める理事の職務を行う者がいないとき又は総代若しくは組合員の総代会招集請求に際し、理事が正当な理由がなく総代会の招集手続を行わないときの招集に関する事項
- (6) 定款第38条に定める事項
- (7) その他法令及び定款に定める事項

(監事会)

第4条 監事は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議又は決議を行うため、監事会を設ける。但し、監事会は各監事の行使を妨げることはできない。

- 2 監事会は監事をもって構成し、監事の過半数（複数の監事）の出席で成立する。
- 3 監事会は、定期に開催する。但し、必要ある時は随時開催することができる。
- 4 監事会の招集は、あらかじめ選出された特定監事が行う。但し、他の監事が招集することを妨げない。
- 5 監事会の協議事項は、次の各号の通りとする。
 - (1) 監査の方針及び実施計画
 - (2) 監査の実施結果についての意見交換
 - (3) 監査報告書の作成
 - (4) 総（代）会に報告すべき事項
 - (5) 監事の選任議案に関する事項
 - (6) 監事の報酬に関する事項

- (7) 役員の実任を迫及する訴えに関する事項
- (8) 理事の不正行為等に関する事項
- (9) 理事の損害賠償責任免除に関する事項
- (10) その他監査に関する重要事項

6 監事会の決議事項は、次の各号の通りとする。

- (1) 特定監事の互選
- (2) 監事による総（代）会又は理事会の招集に関する事項
- (3) 組合の代表権に関する事項
- (4) 監査についての規定の設定、改廃に関する事項
- (5) 監査費用に関する事項
- (6) その他監事とその職務を遂行する上で必要と認めた重要事項

7 監事会の決議は、監事の過半数をもって行う。但し、前項第1号ないし第3号については、監事全員の合議を経るものとする。

8 監事会は、理事又は必要に応じその他の関係者の出席を求めることができる。

9 監事会は、協議の経過の要領及びその結果を議事録に記載し、これを保管する。

10 監事会の招集に関する事務、資料の整理保管その他運営に関する事務は、この組合の職員にあたらせることができる。

(議事録)

第5条 監事会は、次に掲げる事項を内容とする議事録を作成し、出席した監事がこれに署名又は記名押印する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 組合に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した旨の理事からの報告につき監事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- (4) 監事会に出席した理事又は関係者の氏名
- (5) 監事会の議長の氏名

(重要な会議への出席)

第6条 監事は、理事会に出席し、必要に応じ報告を行い、又は意見を述べなければならない。

2 監事は、理事会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席することができる。

3 監事は、理事会議事録のほか、重要な会議の議事録及び関係資料を閲覧することができる。

(監査の手続)

第7条 監事が監査を実施するときは、実施日時、目的、対象を明らかにして代表理事に予告するものとする。ただし、監査の内容により、特に予告する必要を認めない場合はこの限りでない。

2 監事は、理事に対して監査のために必要とする諸資料の提出を求めることができる。また、必要に応じて関係者に報告を求めることができる。

(監査報告書)

第8条 監事会は、監査に基づき、協議のうえ監査報告書を作成する。監査意見が一致しない場合は個別に監査報告を作成する。

2 監査報告書は、各監事が署名又は記名押印のうえ、この組合の理事長に提出するものとする。

(本規則の改廃)

第9条 本規則の改廃は、監事会が行い、総（代）会の承認を得るものとする。

附則

- 1 この規約は、平成20年6月1日の日から実施する。
- 2 令和5年5月27日に一部改正した。

役員報酬規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は九州大学生協同組合(以下生協という)の役員の報酬、定年、退職慰労金等に関する事項を定めたものである。

(役員定義)

第2条 この規則で役員とは、総代会において選出された理事、監事をいう。

第2章 役員報酬

(役員報酬の基準)

第3条 役員報酬は、総代会で決定した役員報酬予算総額の限度内において、各役員の役職と責任に応じて定める。

2. 役員報酬は社会的水準、他大学生協、職員給与との均衡を考慮して定める。
3. 非常勤役員の報酬は別表に定める。

(役員報酬の決定)

第4条 各役員の報酬額はこの規則にもとづき、毎年、役員報酬に関する委員会(以下役員報酬委員会という)で審議の上、理事会で決定する。

2. 役員報酬委員会は、理事長が構成理事より任命する。

(役員報酬の構成)

第5条 役員の報酬は原則として役員報酬のみとする。

(支給方法)

第6条 役員報酬は年額で決定し、その12分の1の金額を毎月職員給与の支給日に支給する。

2. 支給対象期間は、毎年6月より翌年5月までの任期中の期間とする。

(通勤手当及び行動手当)

第7条 役員の通勤、行動にかかる費用については生協より支給する。

(長欠役員の報酬)

第8条 役員が病気その他の事由によって長欠した場合、役員報酬は原則としてその任期が満了するまで減額しない。但し、任期途中において退任した場合はこの限りでない。

(役員報酬の減額)

第9条 役員報酬は理事会において、業績その他の事由に応じて減額することができる。

第3章 役員の定年

(役員の定年)

第10条 常勤役員の定年は60才から65才とし、個別常勤役員について理事会で定める。

2. 常勤役員の任期は、定例総代会から定例総代会とする。
但し、理事会の議決で変更することができる。

第4章 役員退職慰労金

(退職慰労金)

第11条 役員の退職慰労金は、常勤役員が退任する場合に、その在任期間の功労に報いるために総代会の承認を得て支給する。

(支給条件)

第12条 前条の退職慰労金は、役員に次の各号に該当する事由が発生した場合に支給する。

- (1) 任期満了により退任したとき
- (2) 任期中に辞任したとき
- (3) 任期中に志望により退任したとき
- (4) 常勤理事が非常勤理事になったとき

(決定方法)

第13条 退職慰労金の支給額は、役員報酬委員会で審議の上、理事会で決定する。
算定基準は次の通りとする。

- (1) 退任時の役員報酬の12分の1×任期×支給係数。
- (2) 「任期」は年とする。端数は月割り処理とし、1ヶ月未満は切り上げとする。
- (3) 「支給係数」は以下のとおりとする。
専務・常務・理事 0.7

(退職慰労金の減額)

第14条 生協の名誉を毀損し、あるいは生協に著しい損害を与えたため退任する役員に対する退職慰労金は、理事会の議決により減額し、または支給しないことができる。

(退職功労金)

第15条 在任中とくに功労が認められる役員、または在任中に死亡、障害を受けて退任したときは、退職慰労金の他に退職功労金または弔慰金を支給することができる。

2. 退職功労金、弔慰金の額は、退職慰労金の範囲とし、役員報酬委員会で審議の上、理事会で決定する。

第5章 付則

(改廃)

第16条 この規則の改廃、変更は理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(施行)

この規則は1960(昭和35)年12月1日より施行する

この規則は1972(昭和47)年6月1日より改正実施する

この規則は1983(昭和58)年12月1日より改正実施する

この規則は1991(平成3)年6月1日より改正実施する

この規則は2003年6月1日から改正実施する

この規則は2007年4月1日から改正実施する

この規則は2015年1月1日から改正実施する

<別表>

	月額
理事長	¥30,000
常任理事	¥17,000
理事	¥7,000
監事	¥7,000
顧問	必要に応じ理事会で決定

